

令和4年度

包括外部監査結果報告書

(概要版)

令和5年3月

呉市包括外部監査人

弁護士 原 晃 志

目 次

第1章 包括外部監査の概要	1
第2章 監査対象の概要	5
第1 自治体における債権管理	5
第2 呉市の債権管理の状況	27
第3章 包括外部監査の結果	33
第1 監査の対象とした債権一覧表	33
第2 複数の債権に共通する監査結果	36
第3 個別の債権の監査結果	48
第4章 まとめ	82

第1章 包括外部監査の概要

第1 外部監査の種類

地方自治法第252条の37第1項に基づく包括外部監査

第2 選定した特定の事件（テーマ）

債権管理に関する事務の執行について

第3 特定の事件（テーマ）を選定した理由

公共サービスの提供を行うためには、その財源を確保することが重要である。

財源となる市税等については、法令等に基づいて市民が負担し、地方公共団体は市民に対する債権を有することになる。

この債権の回収が滞る場合、財源の確保に支障をきたし、市民に対して十分な公共サービスを提供できなくなる。また、適切に納付している市民とそうでない市民との間の公平性という点においても問題を生じる。

このように、債権の管理に関する事務を適正・公平に執行することは、全ての自治体における重要な事項であり、また、市民にとっても重要な関心事であるといえる。

この点、呉市の過去の包括外部監査において債権管理を直接のテーマとしたものではなく、公共サービス提供の財源確保の観点からこれをテーマとすることは有意義であると考えられる。

加えて、本外部監査は、弁護士が初めて呉市の包括外部監査に携わるものであるところ、債権管理、債権回収等を専門分野の一つとする弁護士の視点から上記事務の執行を検証することの意義は大きいと考えられる。

以上に鑑み、債権管理に関する事務の執行について監査を実施し、指摘や意見を表明することが、呉市の公共サービス提供の財源確保にとって有用と判断し、特定の事件（テーマ）として選定した。

第4 監査対象期間

令和3年度。ただし、必要がある場合は、同年度以外の年度も対象とする。

第5 監査の方法

1 監査の視点

監査に当たっては、監査対象となる地方公共団体の財務に関する事務の執行・経営に係る事業の管理について、次の規定の趣旨にのっとりなされているかどうか、特に、意を用いなければならない（自治法252条の37第2項）。

自治法2条14号：住民の福祉の増進に努めるとともに、最少の経費で最大の効果を挙げるようにしなければならない。

同条 15 号：常にその組織及び運営の合理化に努めるとともに、他の地方公共団体に協力を求めてその規模の適正化を図らなければならない。

これを踏まえ、監査の視点として次の 3 つを設定した。

① 合規性

事務の執行が、関連する法令、条例、規則等に従って行われているか。

② 経済性・効率性・有効性

事務の執行が、経済性・効率性・有効性を充たすよう行われているか。

③ 公平性

事務の執行が、公平に行われているか。

2 主な監査手続

各債権を所管する課等に対して文書による照会および口頭によるヒアリングを行い、関連する資料およびデータの提供並びに説明を受けた。

3 監査の対象

呉市の有する全ての債権（金銭の給付を目的とする普通地方公共団体の権利）として呉市から回答のあった 155 種類の債権を対象とした。

33 ページ（第 3 章 包括外部監査の結果 第 1 監査の対象とした債権一覧）以下において、一覧表の形で列挙している。

なお、預貯金も金融機関に対する債権であるところ、金融機関が不履行をすることは通常想定し難いことから監査の対象には含まない。

第 6 監査の実施時期

令和 4 年 6 月 1 日～令和 5 年 2 月 28 日

第 7 包括外部監査人および補助者

包括外部監査人	弁護士	原	晃志
監査補助者	公認会計士	山田	紳太郎
監査補助者	弁護士	山岡	嗣也
監査補助者	弁護士	加藤	之拓

第 8 利害関係

選定した特定の事件につき、包括外部監査人および補助者は、地方自治法第 252 条の 29 に定める利害関係はない。

第 9 その他

1 指摘・意見について

【指摘】として記載した事項は、「監査の結果として報告」（自治法 252 条の 37 第 5 項）するもの、すなわち、適法性・妥当性に問題があり是正措置が必要と思料するものである。

【意見】として記載した事項は、「監査の結果に関する報告に添えてその意見を提出」（同法 252 条の 38 第 2 項）するもの、すなわち、直ちに適法性・妥当性に問題があり是正措置が必要とまでは考えないが、是正を検討することが「地方公共団体の組織及び運営の合理化に資する」と思料するものである。

2 略称等について

原則的に以下の略称等を用いている。ただし、引用等、必要に応じて以下の略称等を用いずに表記する場合がある。

(1) 法令等の略称

- ・地方自治法 ⇒ 自治法
- ・地方自治法施行令 ⇒ 自治令
- ・国税徴収法 ⇒ 国徴法
- ・地方税法 ⇒ 地税法
- ・民法の一部を改正する法律（平成 29 年法律第 44 号）による改正前の民法 ⇒ 旧民法
- ・民法の一部を改正する法律（平成 29 年法律第 44 号）による改正後の民法 ⇒ 新民法 または 民法
- ・民事訴訟法 ⇒ 民訴法
- ・民事執行法 ⇒ 民執法
- ・民事調停法 ⇒ 民調法
- ・呉市私債権の管理に関する条例 ⇒ 呉市私債権管理条例

(2) 略符号

- ・条番号 第 1 条、第 2 条、… ⇒ 1 条、2 条、…
- ・項番号 第 1 項、第 2 項、… ⇒ 1 項、2 項、…
ただし、条文数に枝番がある場合には、「第」を挿入する。
- ・号番号 第 1 号、第 2 号、… ⇒ 1 号、2 号、…
(例) 国税徴収法第 79 条第 2 項第 1 号 ⇒ 国徴法 79 条 2 項 1 号
地方自治法第 231 条の 3 第 3 項 ⇒ 自治法 231 条の 3 第 3 項

(3) 判例の略称

- ・最高裁昭和 39 年 10 月 29 日判決 ⇒ 最判昭和 39 年 10 月 29 日

(4) その他の表記

- ・債権管理マニュアル《呉市》 ⇒ 呉市債権管理マニュアル
- ・債権を所管する課・所管課 ⇒ 担当課
- ・その他、読みやすさを考慮し、公用文の用字用語例や「呉市公用文に関する規程」に準拠していない箇所がある（「及び」、「又は」等を平仮名表記するなど）。

第2章 監査対象の概要

第1 自治体における債権管理

1 自治体における債権の定義および分類

(1) 債権の定義

ア 債権

債権とは、「金銭の給付を目的とする普通地方公共団体の権利」をいう（自治法 240 条 1 項）。

なお、一般的な定義においては、債権とは、債権者が債務者に対して一定の給付を請求することができる権利であるとされ、金銭以外の給付を目的とするものも含まれる。例えば、売買契約における物の引渡しや雇用契約における役務提供といった給付である。

これに対し、地方公共団体が管理する財産（自治法 237 条 1 項）としての債権は、金銭債権に限定されている（自治法 240 条 1 項）。監査対象となる債権についても自治法上の債権とし、上記のとおり定義する。

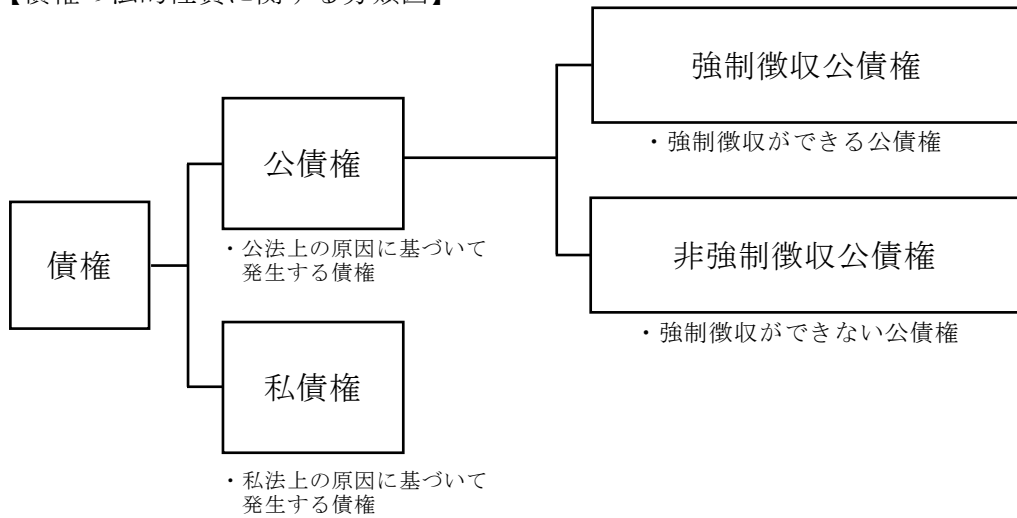
イ 債権管理

債権の管理に関する事務とは、債権について、債権者として行うべき保全、取立て、内容の変更および消滅に関する事務をいう（国の債権の管理等に関する法律 2 条 2 項と同様）。

(2) 債権の法的性質に関する分類

次に述べる債権の分類により、債権管理の方法が異なってくる。
債権は、図にすると、次のとおり分類される。

【債権の法的性質に関する分類図】



ア 公債権と私債権

自治法上の債権は、一般的に、その法的性質により、公債権と私債権に分類される。

(ア) 公債権

公債権とは、一般的に、公法上の原因に基づいて発生する債権と定義される。

相手方の同意を要件とせず、行政処分によって発生する。

後述のとおり、さらに強制徴収公債権と非強制徴収公債権に分かれる。

(イ) 私債権

私債権とは、一般的に、私法上の原因に基づいて発生する債権と定義される。

当事者間の契約に基づいて発生する債権が典型として挙げられる。

民法では、次の4つの類型を設けている。

- ・契約（民法 521 条～696 条）
- ・事務管理（同 697 条～702 条）
- ・不当利得（同 703 条～708 条）
- ・不法行為（同 709 条～724 条の 2）

私債権に関し、権利を強制的に実現するためには、訴えの提起等の手続をとり、民執行による強制執行等、裁判所の手続を経る必要がある。

イ 強制徴収公債権と非強制徴収公債権

公債権は、一般的に、その徴収方法の違いにより、強制徴収公債権と非強制徴収公債権に分類される。

(ア) **強制徴収公債権**

強制徴収公債権とは、行政庁が自力執行力を有する公債権、すなわち、地方税の滞納処分の例もしくは国税滞納処分の例により徴収することができる債権をいう。

自力執行力は、行政庁が自ら差押え等を行い、権利を強制的に実現させることのできる効力である。

権利実現のために裁判所の手続を経る必要がない。

(イ) **非強制徴収公債権**

非強制徴収公債権とは、行政庁が自力執行力を有しない公債権、すなわち、地方税の滞納処分の例もしくは国税滞納処分の例により徴収することができない債権をいう。

行政庁が自ら差押え等を行うことはできない。

私債権と同様に、権利を強制的に実現させるためには、訴えの提起等の手続をとり、民執行による強制執行を行うなど、裁判所の手続を経る必要がある。

(ウ) **区別の方法**

強制徴収公債権と非強制徴収公債権のいずれの公債権に該当するかは、強制徴収の根拠が「法律」に明記されているか否かによる。

例えば、市民税については、「国税徴収法に規定する滞納処分の例による。」（地税法 331 条 6 項）と規定されていたり、下水道使用料については「地方税の滞納処分の例により処分することができる。」（自治法 231 条の 3 第 3 項・同法附則 6 条 3 号）と規定されていたりする。

なお、条例で強制徴収の根拠規定を新たに創設することはできない。

強制徴収公債権の例を列挙すると、次のとおりである。

(出典：「改正民法対応版Q & A自治体の私債権管理・回収マニュアル」(編集：大阪弁護士会・自治体債権管理研究会))

強制徴収 公債権	1	地方税 (自治法 223 条)						
	2	分担金 (自治法 224 条)						
	3	加入金 (自治法 226 条)						
	4	過料 (自治法 228 条Ⅱ、Ⅲ等)						
	5	<table border="1"> <tr> <td rowspan="5">法律で定める 使用料その他 の普通地方公 共団体の歳入</td> <td>①他の法律で定めるもの(国民健康保険料、介護保険料、保育所保育料、下水道事業受益者負担金等)</td> </tr> <tr> <td>②港湾法(昭和 25 年法律第 218 号)の規定により徴収すべき入港料その他の料金、占用料、土砂採取料、過怠金その他の金銭</td> </tr> <tr> <td>③土地改良法(昭和 24 年法律第 195 号)の規定により土地改良事業の施行に伴い徴収すべき清算金、仮清算金その他の金銭</td> </tr> <tr> <td>④下水道法(昭和 33 年法律第 79 号) 18 条から 20 条まで(25 条の 10 において 18 条及び 18 条の 2 を準用する場合を含む。)の規定により徴収すべき損傷負担金、汚濁原因者負担金、工事負担金及び使用料</td> </tr> <tr> <td>⑤漁港漁場整備法(昭和 25 年法律第 137 号) 35 条、39 条の 2 第 10 項又は 39 条の 5 の規定により徴収すべき漁港の利用の対価、負担金、土砂採取料、占用料及び過怠金</td> </tr> </table>	法律で定める 使用料その他 の普通地方公 共団体の歳入	①他の法律で定めるもの(国民健康保険料、介護保険料、保育所保育料、下水道事業受益者負担金等)	②港湾法(昭和 25 年法律第 218 号)の規定により徴収すべき入港料その他の料金、占用料、土砂採取料、過怠金その他の金銭	③土地改良法(昭和 24 年法律第 195 号)の規定により土地改良事業の施行に伴い徴収すべき清算金、仮清算金その他の金銭	④下水道法(昭和 33 年法律第 79 号) 18 条から 20 条まで(25 条の 10 において 18 条及び 18 条の 2 を準用する場合を含む。)の規定により徴収すべき損傷負担金、汚濁原因者負担金、工事負担金及び使用料	⑤漁港漁場整備法(昭和 25 年法律第 137 号) 35 条、39 条の 2 第 10 項又は 39 条の 5 の規定により徴収すべき漁港の利用の対価、負担金、土砂採取料、占用料及び過怠金
	法律で定める 使用料その他 の普通地方公 共団体の歳入	①他の法律で定めるもの(国民健康保険料、介護保険料、保育所保育料、下水道事業受益者負担金等)						
②港湾法(昭和 25 年法律第 218 号)の規定により徴収すべき入港料その他の料金、占用料、土砂採取料、過怠金その他の金銭								
③土地改良法(昭和 24 年法律第 195 号)の規定により土地改良事業の施行に伴い徴収すべき清算金、仮清算金その他の金銭								
④下水道法(昭和 33 年法律第 79 号) 18 条から 20 条まで(25 条の 10 において 18 条及び 18 条の 2 を準用する場合を含む。)の規定により徴収すべき損傷負担金、汚濁原因者負担金、工事負担金及び使用料								
⑤漁港漁場整備法(昭和 25 年法律第 137 号) 35 条、39 条の 2 第 10 項又は 39 条の 5 の規定により徴収すべき漁港の利用の対価、負担金、土砂採取料、占用料及び過怠金								
6	当該歳入に係る手数料及び延滞金							

ウ 各債権の特性

各債権の特性の比較は、後掲（11 ページ～12 ページ）【強制徴収公債権・非強制徴収公債権・私債権 比較表】のとおりである。

特に重要な差異は、自力執行力の有無、質問検査権等の有無、時効援用の要否である。

【特に重要な差異】

分類	自力執行力の有無	質問検査権等の有無	時効援用の要否
強制徴収公債権	○（あり）	○（あり）	×（不要）
非強制徴収公債権	×（なし）	×（なし）	×（不要）
私債権	×（なし）	×（なし）	○（必要）

(ア) 自力執行力の有無

非強制徴収公債権および私債権の場合、自力執行力がなく、権利を強制的に実現するために訴えの提起等の法的手続をとり、民執行による強制執行等、裁判所の手続を経る必要がある。訴えの提起をしようとするときは、議会の議決が必要となる（自治法 96 条 1 項 12 号）。

※なお、専決処分事項の指定（自治法 180 条 1 項）があるときは事前に議会の議決を要せず、事後の報告を要する（同条 2 項）。

他方、強制徴収公債権の場合、自力執行力があり、上記のような手続的負担がない。

自力執行力を有するか否かにより、手続的負担が大きく異なる。

(イ) 質問検査権等の有無

強制徴収公債権の場合、質問検査権があり（地税法 298 条、331 条 6 項、20 条の 11、国徴法 141 条等）、検査拒否等に対しては罰則が設けられている（地税法 299 条、333 条、国徴法 188 条等）。また、滞納者の住居等において差し押さえるべき財産等を発見するため捜索を行うこともできる（地税法 331 条 6 項、国徴法 142 条）。

非強制徴収公債権および私債権の場合、債務者の同意を必要とする任意の調査をして実施することとなる。なお、強制執行において完全な弁済を得ることができなかつたなどの要件のもとに財産開示手続（民執行法 196 条以下）をとることも可能であるが、簡易迅速な手続とは言い難い。

(ウ) 時効援用の要否

公債権（強制徴収公債権および非強制徴収公債権）は、消滅時効期間が経過すると、直ちに債権消滅という消滅時効の効果が発生する。そのため、

債権の消滅以後に受領した金員は不当利得となってしまう。また、会計処理上も債権消滅として不納欠損処理が可能となる。

他方、私債権は、消滅時効期間が経過しても、直ちに債権消滅という効果は発生しない。債権消滅の効果を生じるためには、債務者による時効の援用（時効を主張するという意思表示）を必要とする。時効の援用がない場合、原則として会計処理上も不納欠損処理を行えない。場合によっては数十年にわたり弁済見込みのほとんどない債権が帳簿上残存する事態も生じかねない。そこで、そのような時効の援用のない債権を消滅させるためには、自治法上の放棄（議会の議決必要。自治法 96 条 1 項 10 号）か呉市私債権管理条例による放棄（同条例 8 条 2 号。事後に議会へ報告（同条例 9 条）。）を要することとなる。

【強制徴収公債権・非強制徴収公債権・私債権 比較表】

(出典：「改正民法対応版Q&A自治体の私債権管理・回収マニュアル」(編集：大阪弁護士会・自治体債権管理研究会))

項目	強制徴収公債権	非強制徴収公債権	私債権	
発生段階	発生原因	公法上の原因又は公法関係から発生した債権		
	納入通知	自治法 231 条、地税法 13 条・納付又は納入の告知	自治法 231 条	
	不服申立て	行政上の不服申立て手続（審査請求）があり、公債権（分担金、使用料、加入金及び手数料）については、不服申立前置主義が採られている（自治法 229 条 5 項）。まず審査請求に対する裁決を受け、これに不服があれば行政事件訴訟による。	行政上の不服申立て手続の適用はなく、もっぱら民事訴訟による。	
督促	根拠条文	①自治法 231 条の 3 第 1 項 ②地方税の場合 地税法 329 条 1 項、371 条 1 項等 ③その他の個別法 都市計画法 75 条 3 項、河川法 74 条 1 項、道路法 73 条 1 項その他	自治法 231 条の 3 第 1 項	自治令 171 条
	時効更新効	1 回目の督促に時効更新効（自治法 236 条 4 項）		
	滞納処分との関係	滞納処分を行う前提要件となる。督促を行った後、裁判手続等を行わずに滞納処分可能。	督促を行った後、裁判手続等を別途行って債務名義を取得しなければ、強制執行に着手できない。	
滞納が発生して督促を行う段階	督促手数料 延滞金 遅延損害金	①自治法 231 条の 3 第 1 項の「普通地方公共団体の歳入」について 督促手数料及び年 14.6%（納期限の翌日から 1 月を経過するまでの期間については年 7.3%）の延滞金の徴収可能（同条 2 項及び条例による） ②地方税について 督促手数料及び年 14.6%（納期限の翌日から 1 月を経過する日までの期間については年 7.3%）の延滞金の徴収可能（地税法 330 条及び条例、326 条 1 項、369 条 1 項等による） ③その他の個別法 下水道事業受益者負担金については、都市計画法 75 条 2 項及び条例により督促手数料、都市計画法 75 条 4 項により年 14.5%の延滞金の徴収可能等	督促手数料及び年 14.6%（納期限の翌日から 1 月を経過するまでの期間については年 7.3%）の延滞金の徴収可能（自治法 231 条の 3 第 2 項、督促手数料及び延滞金に関する条例による）	民法上の法定利率年 3% の割合（ただし、変動制）による遅延損害金の請求を行うことは、条例及び契約書に定めがない場合でも可能 条例及び契約書に明記し合意すれば、督促状発送に係る実費相当額も、法定利率を上回る利率による遅延損害金も、徴収可能と解される。
	書類の送達方法・行方不明者への送達	自治法 231 条の 3 第 4 項で地方税の例による（地税法 20 条、20 条の 2）。到達主義		民法 97 条の到達主義。同法 98 条の公示による意思表示。訴訟を提起している場合には民訴法 113 条の公示送達による意思表示の到達

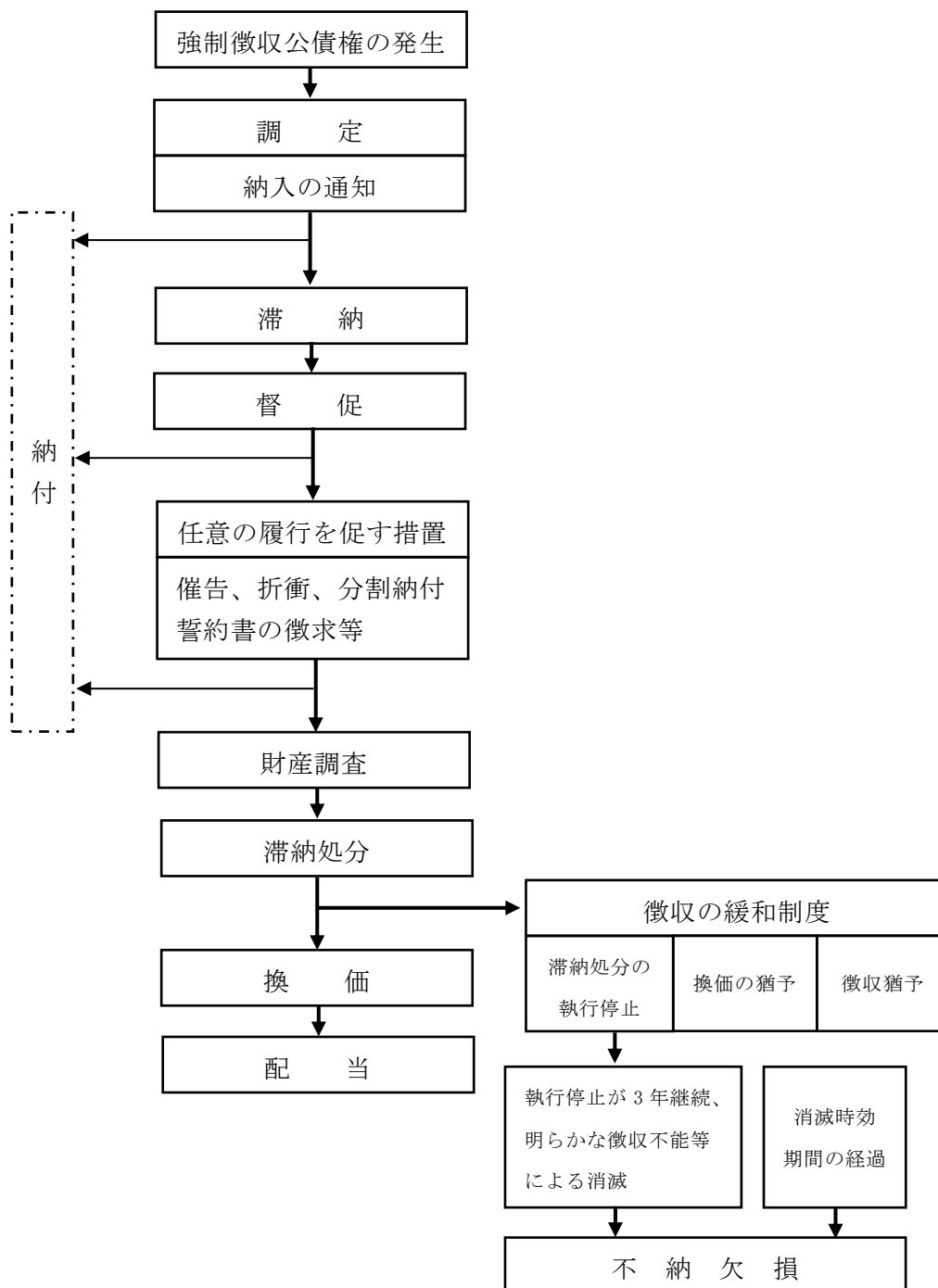
項目		強制徴収公債権	非強制徴収公債権	私債権
滞納処分、強制執行	裁判手続の要否	裁判手続不要	裁判手続等を取り債務名義（民執法 22 条）を取得することが必要	
	滞納処分及び強制執行の具体的手続	滞納→督促（自治法 231 条の 3 第 1 項等）→滞納処分（自治法 231 条の 3 第 3 項等）→換価→配当	滞納→督促（私債権は自治令 171 条、非強制は自治法 231 条の 3 第 1 項）→裁判所での権利確定手続（訴えの提起、支払督促等）→債務名義（民執法 22 条）→裁判所へ強制執行の申立て（不動産、債権、動産）→換価→配当	
滞納処分等	財産調査	国徴法 141 条質問・検査、142 条搜索	任意調査。 ただし、判決等の執行力ある債務名義の正本を有する金銭債権の債権者であれば、一定の要件のもとで財産開示手続（民執法 196 条以下）	
徴収緩和措置	停止措置	自治法 231 条の 3 第 3 項、地税法 15 条の 7 による滞納処分の執行停止	自治令 171 条の 5 による徴収停止	
	履行期限の延長	自治法 231 条の 3 第 3 項、地税法 15 条による徴収猶予、地税法 15 条の 5 による換価の猶予。ただし、地税法 16 条の担保の徴収が原則として必要	自治令 171 条の 6 による履行延期の特約等	
	免除権利の放棄	執行停止後の期間経過の効果としての債権消滅につき自治法 231 条の 3 第 3 項、地税法 15 条の 7 第 4 項、5 項	免除につき自治令 171 条の 7 権利の放棄につき自治法 96 条 1 項 10 号	
消滅時効	時効期間	自治法 236 条 1 項、地税法 18 条 1 項で 5 年 ただし、国民健康保険料や介護保険料のように個別法で 2 年と短く定められている場合がある。	自治法 236 条 1 項で 5 年	新民法では、主観的起算点から 5 年か、客観的起算点から 10 年のいずれか早い方の経過による（新民法 166 条 1 項） 旧民法では、民事上の債権は 10 年（旧民法 167 条 1 項）、商事債権については 5 年（旧商法 522 条）が原則であるが、旧民法で様々な特則あり。
	時効の援用 時効利益の放棄 時効援用権喪失	時効援用不要 時効利益の放棄不可 （自治法 236 条 2 項、地税法 18 条 2 項）	時効援用必要（民法 145 条）、時効利益の放棄可能（民法 146 条参照）。判例上、時効援用権を喪失する場合がある。	
	時効の完成 猶予・更新	1 回目の督促には時効更新効（自治法 236 条 4 項、地税法 18 条の 2 第 1 項 2 号）、時効の完成猶予・更新の事由（民法 147 条等）		
破産	破産法上の債権の種類	国税徴収法又は国税徴収の例によって徴収することのできる「租税等の請求権」（破産法 97 条 4 号）に該当 ①破産原因が生じた時期が破産手続開始決定の前か後か、 ②具体的納期限と破産手続開始決定日の関係、 ③当該租税が本税か附帯税か等の基準により、財団債権、優先的破産債権及び劣後的破産債権の 3 つに分かれる。	一般破産債権	一般破産債権 ただし、 ①債務者が自然人の場合の上水道の供給は民法 306 条 4 号、310 条の日用品の供給に該当し、破産手続開始前 6 か月間の供給に係る使用料は一般先取特権の対象となり、優先的破産債権となる。 ②破産手続開始申立後、破産手続開始決定前の上水道の供給に係る使用料は財団債権となる（破産法 55 条 2 項）。
	免責との関係	免責の対象とならない（財団債権につき破産法 253 条 1 項本文参照、優先的破産債権、劣後的破産債権につき破産法 253 条 1 項 1 号、同 97 条 4 号）	原則として免責される（非免責債権の例外につき破産法 253 条）	

2 自治体における債権管理の概要

(1) 債権管理の基本的な流れ

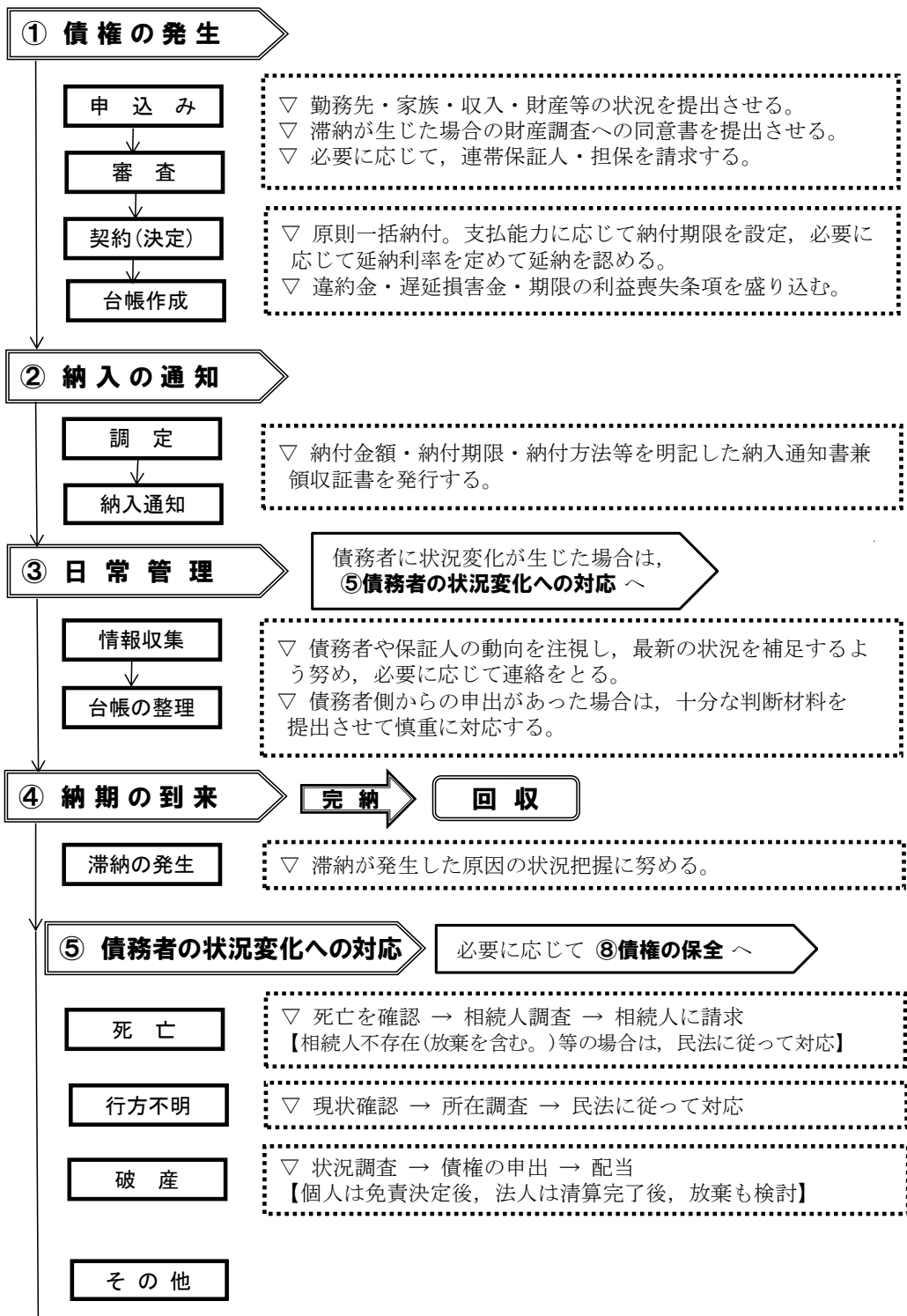
ア 強制徴収公債権の管理の基本的な流れ

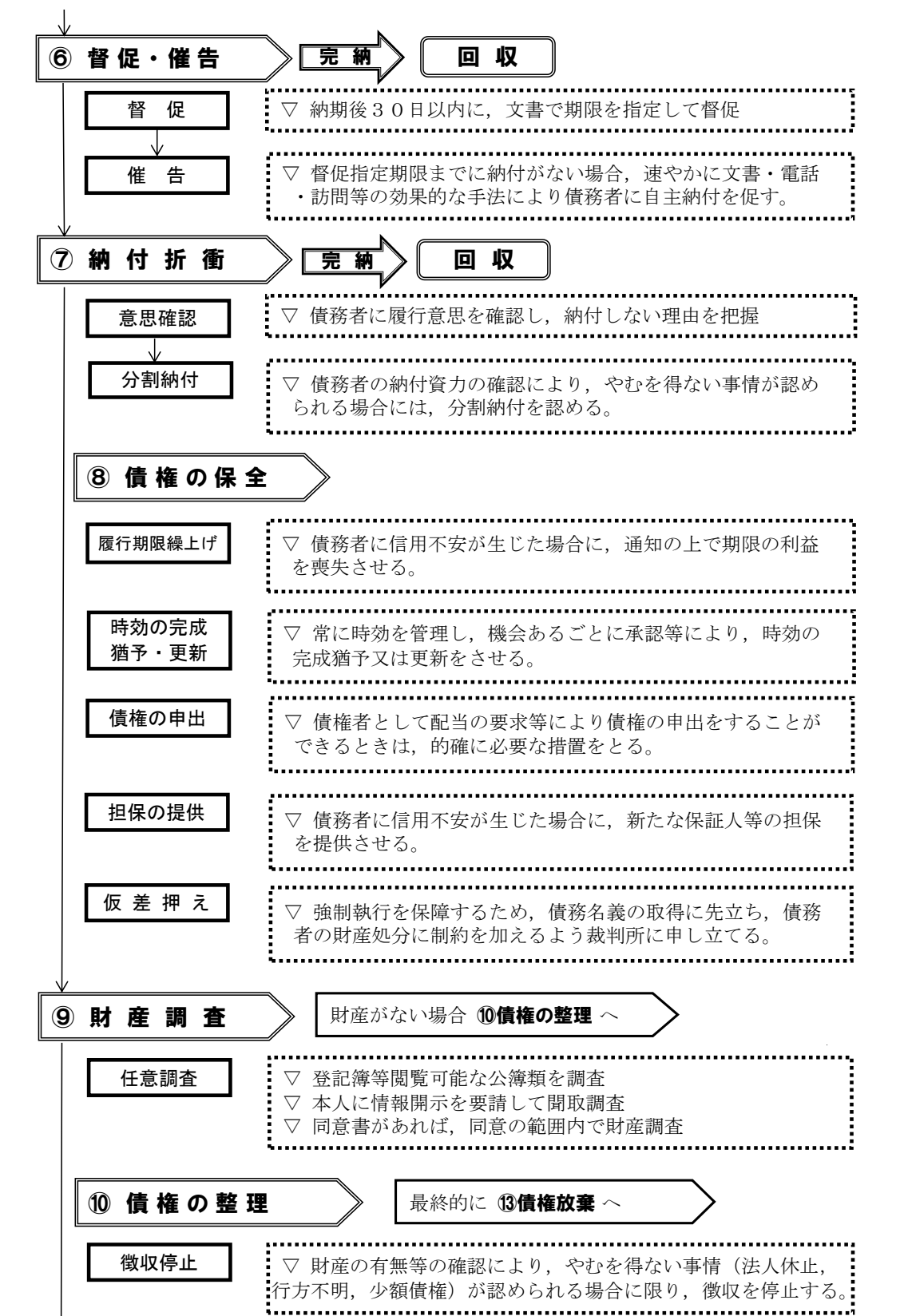
強制徴収公債権の管理の基本的な流れは、次の概略図のとおりである。

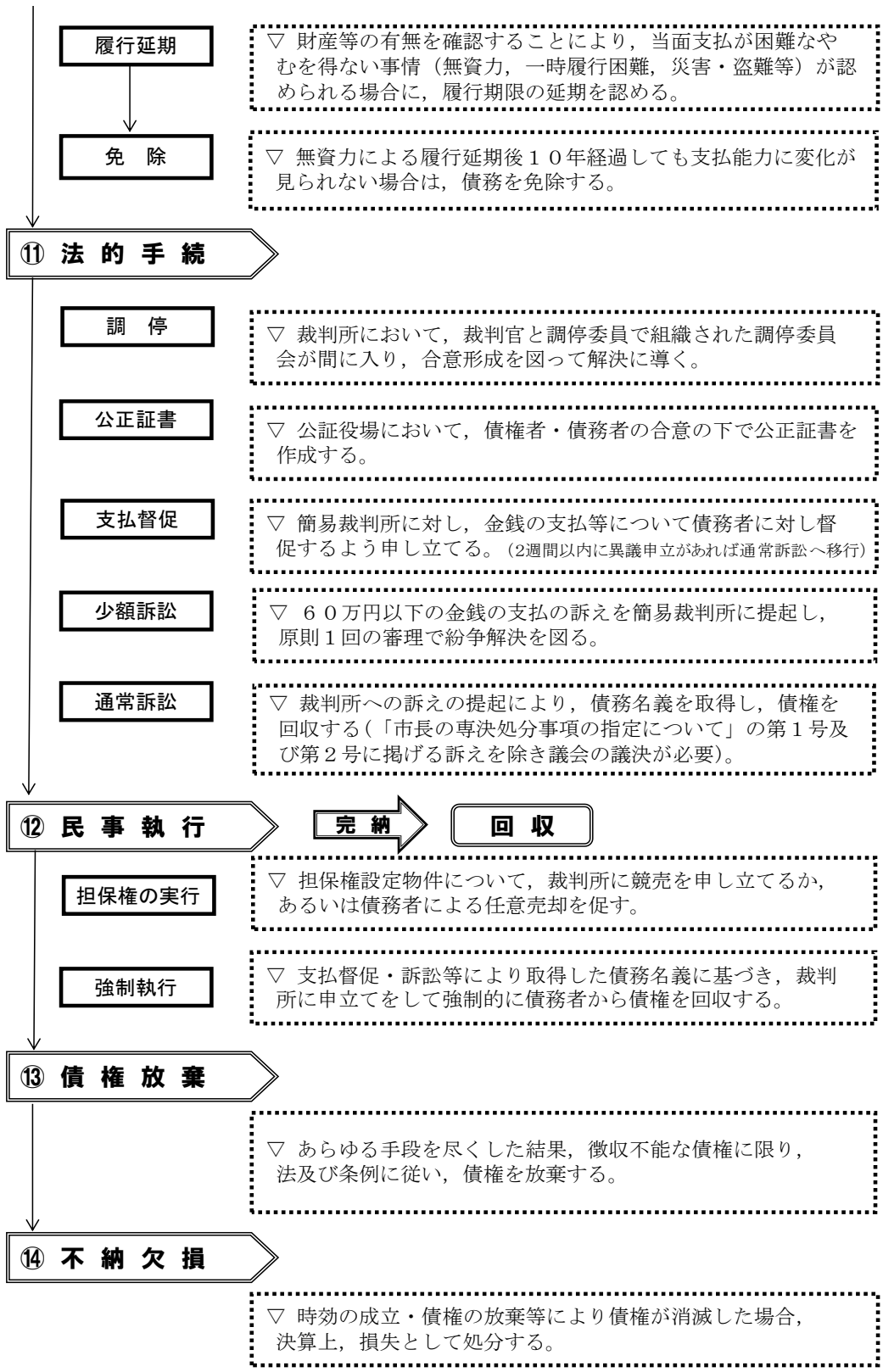


イ 非強制徴収公債権および私債権の管理の基本的な流れ
 非強制徴収公債権および私債権の管理の基本的な流れは、次の概略図のとおりである（呉市債権管理マニュアルから引用）。

債権管理マニュアル【骨子】







(2) 用語・手続の説明

上記(1)の債権管理の基本的な流れに関し、用語・手続の説明は以下のとおりである。

ア 調定、納入および収納管理

自治体の歳入を収入するときは、政令の定めるところにより、これを調定し、納入義務者に対して納入の通知をしなければならない（自治法 231 条、自治令 154 条、地方税の場合は地税法 13 条の納付または納入の告知）。

(ア) 調定

調定とは、当該歳入について、所属年度、歳入科目、納入すべき金額、納入義務者等に誤りがないかどうか、法令に違反する事実がないかどうかを確認することであり（自治令 154 条 1 項）、内部的な意思決定のことである。

(イ) 納入の通知

納入の通知とは、原則として納入義務者に対して、所属年度、歳入科目、納入すべき金額、納期限、納入場所、請求の事由を記載した文書で行うことをいい（自治令 154 条 3 項）、対外的な行為である。

(ウ) 収納管理

現金の出納および保管は会計管理者の権限であり（自治法 170 条 2 項 1 号）、現金納付の場合、その納付金は会計管理者が保管し、振替納付の場合、金融機関から領収済通知書が会計管理者に送付される。個々の債権者の入金管理は各担当課が行うことから、会計管理者から送付される領収済通知書をもとに、担当課において債権管理台帳等に記録し、残額等の確認を行う。

イ 督促および催告

(ア) 督促

督促とは、納付または納入すべき債権が納期限までに完納されない場合に、期限を指定してその履行を催告する行為をいう（公債権：自治法 231 条の 3 第 1 項、地税法 329 条 1 項、371 条 1 項等。私債権：自治法 240 条 2 項、自治令 171 条）。

(イ) 催告

督促状を送付し、期限までに納付がなされない場合、文書、電話、臨戸訪問等により納付の履行を促す請求をいう。

自治法に規定はなく、弁済を促すという事実上の効果を期待して実施する行為である。

なお、2回目以降の「督促」には、「催告」（民法 150 条）の効力がある（最判昭和 43 年 6 月 27 日）。

ウ 延滞金、遅延損害金

（ア） 公債権の場合

滞納を生じた公債権（強制徴収公債権および非強制徴収公債権）につき、個別法に定められている場合にはその個別法により延滞金を徴収することができる。

呉市においては、現在、延滞金を一般的に徴収する条例がないため、個別法に定めのない限り延滞金を徴収することはできない。

（イ） 私債権の場合

履行遅滞を生じた私債権につき、民法上の法定利率年 3% の割合（ただし、変動制。なお、新民法施行前の令和 2 年 3 月 31 日までに遅滞に陥った場合は旧民法により 5% の割合となる。）による遅延損害金の請求を行うことは、条例および契約書に定めがない場合でも可能である。

条例および契約書に明記し合意すれば、法定利率を上回る利率による遅延損害金も、徴収可能と解される。

エ 分割納付誓約書（法律に定めのない分割納付の方法）

（ア） 分割納付誓約書について

① 一般的な分割納付誓約書

分割納付誓約書は、一般的には、債務者が自治体に対して自主的に差し入れる弁済計画等を記載した書面である。

分割納付誓約書の提出は、法律上の制度ではなく、滞納者の任意の履行を心理的に促進するという事実上の効果を期待してなされる、実務上の工夫である。

履行延期の特約（自治法 240 条 3 項、自治令 171 条の 6。23 ページ参照）等と一見類似しているが、異なるものである。履行延期の特約等は法律上の制度であって、「無資力」等の法律上の要件充足が必要となるかわりに、履行期限を延期する法律上の効果がある。

これに対し、分割納付誓約書については、法律上の要件充足は問題にならないかわりに、履行期限を延期する効果はない。

② 呉市債権管理マニュアルにおける分割納付誓約書

呉市債権管理マニュアル（29 ページ）においては、「分割納付」について、「合意により、分割による納付を可能とする」とされ、「分割納付によることが決定した場合は、変更契約・覚書・許可書等により、双方の合意を文書で残」すとされている（同マニュアル 10 ページ）。

合意によるとされている点で、一般的な分割納付誓約書（債務者からの一方的な弁済計画の差入れ）とは若干異なるものの、履行延期の特約等の要件（無資力等）を充足するものではないため、やはり履行期限を延期する効果はない。

なお、上記①（一般的な分割納付誓約書）についても②（呉市債権管理マニュアルにおける分割納付誓約書）についても、分割納付誓約書の記載内容によって債務の承認（民法 152 条）として消滅時効を更新する効力を有する。

（イ） 期限の利益

期限の利益とは、履行期限が到来するまで時間があることで債務者が受ける利益のことをいう。

履行期限が到来するまでは滞納・履行遅滞にならないため、延滞金、遅延損害金は発生しない。

上記（ア）のとおり、分割納付誓約書の提出には、新たに期限の利益を付与する法律上の効果はない。そのため、本来の納期限・履行期を過ぎれば、分割納付誓約書について提出・合意されたとしても、延滞金、遅延損害金（18 ページ）は発生し続けることとなる。

オ 債権の保全

（ア） 履行期限の繰上げ

債務者が履行を遅滞するなどした場合、契約上に盛り込まれた期限の利益喪失条項等に基づいて履行期限を繰り上げることができる理由が生じることがある。このときは、原則として、遅滞なく、債務者に対し、履行期限を繰り上げる旨の通知をしなければならない（自治令 171 条の 3 本文）。

（イ） 債権の申出

自治体の長は、債権について、債務者が強制執行や破産手続開始決定を受けたこと等を知った場合、法令の規定により配当の要求その他債権の申出をすることができるときは、直ちにそのための措置をとらなければならない（自治令 171 条の 4 第 1 項）。

(ウ) **担保提供の請求、仮差押え**

自治体の長は、債権を保全するため必要があると認めるときは、債務者に対し、担保の提供（保証人の保証を含む。）を求め、または仮差押え若しくは仮処分の手続をとる等必要な措置をとらなければならない（自治令 171 条の 4 第 2 項）。

カ **財産調査**

(ア) **強制徴収公債権の場合**

強制徴収公債権の場合、質問検査権がある（地税法 298 条、331 条 6 項、20 条の 11、国徴法 141 条等）。

滞納者の納付能力を調査するために、滞納者自身や勤務先、取引先等の滞納者の関係先に対して調査をしたり、他の市町村や税務署といった機関に対して資料の閲覧や提供を求めたりすることができる。検査拒否等に対しては罰則が設けられている（地税法 299 条、333 条、国徴法 188 条等）。

また、滞納者の住居等において差し押さえるべき財産等を発見するため捜索を行うこともできる（地税法 331 条 6 項、国徴法 142 条）。

(イ) **非強制徴収公債権および私債権の場合**

非強制徴収公債権および私債権の場合、財産調査を行うための根拠法令がないため、債務者の同意を必要とする任意の調査をして実施することとなる。

なお、判決等の執行力ある債務名義の正本を有する金銭債権の債権者で、強制執行において完全な弁済を得ることができなかつたなどの一定の要件のもとで財産開示手続（民執法 196 条以下）をとることが可能である。

キ **滞納処分、法的手続・民事執行**

(ア) **滞納処分（強制徴収公債権の場合）**

滞納処分とは、公租・公課が滞納となった場合に、自治体が行う強制徴収手続である。

大要次の a～c の手続からなる一連の行政処分である。

a 滞納者の財産に対する**差押え**（国徴法 47 条）

b 差し押さえた財産の**換価**（国徴法 89 条、67 条、94 条）

c 換価した代金を公租公課に充当する**配当**（国徴法 128 条）

自力執行力を有する強制徴収公債権に認められているものであり（自治法 231 条の 3 第 3 項等）、これにより自治体は、裁判所の手続を経ずに強制徴収が可能である。

(イ) 法的手続・民事執行等（非強制徴収公債権および私債権の場合）

非強制徴収公債権および私債権について、督促をした後相当の期間を経過してもなお履行されないときは、次に掲げる措置をとらなければならない（自治令 171 条の 2 本文）。

- a 担保権の実行または保証人に対する請求
- b 債務名義のある債権の強制執行
- c 債務名義のない債権等について訴訟手続による請求

例外的にこれらの措置をとらなくてよい場合として、徴収停止の措置をとる場合、履行期限を延長する場合その他特別の事情がある場合がある（同条ただし書）。

① 法的手続

非強制徴収公債権および私債権の強制執行をするためには、「債務名義」を取得する必要がある。

i 債務名義

債務名義とは、強制執行によって実現されるべき請求権の存在および内容を公証する文書をいう。

ii 債務名義の例

典型的な例は、確定判決（民執法 22 条 1 号）、確定判決と同一の効力を有するもの（同条 7 号）、公正証書で債務者が直ちに強制執行に服する旨の陳述が記載されているもの（同条 5 号）である。

呉市債権管理マニュアルにおいては、債務名義取得のための法的手続として、次の 5 つを挙げている（各概略は、16 ページ右欄）。

- a 調停
- b 公正証書
- c 支払督促
- d 少額訴訟
- e 通常訴訟

② 民事執行等

i 担保権の実行または保証人に対する請求

担保権の実行に関し、典型的な例は、抵当権の設定された不動産について民執法に基づいて裁判所による競売を行う場合である。

ii 強制執行

債務名義に基づき、債権の内容を強制的に実現する民執法の手続のことで、基本的には、裁判所による差押え、換価、配当の手順によって進められる。

呉市債権管理マニュアルにおいては、次の 3 つが挙げられている。

- a 債権執行 : 預金や給与等を差し押えて銀行や勤務先から取立て
- b 動産執行 : 家財や自動車等を差し押さえて競売して配当
- c 不動産執行 : 土地や建物を差し押さえて競売して配当

ク 徴収緩和制度

(ア) 停止措置

① 滞納処分^の執行停止 (強制徴収公債権の場合)

滞納者に、無財産、生活困窮および所在不明に該当する場合等に、その申請を要することなく、職権で強制徴収の手続を停止するものである (自治法 231 条の 3 第 3 項、地税法 15 条の 7)。

停止処分を取り消されないで 3 年経過したときは、その 3 年経過時の停止に係る税の納付義務は消滅する。ただし、地税法 15 条の 7 第 5 項に該当する場合は、直ちに納付義務が消滅する。

② 徴収停止 (非強制徴収公債権および私債権の場合)

次の a ~ c のいずれかの要件に加え、履行させることが著しく困難または不適當な場合に認められる徴収緩和措置である (自治法 240 条 3 項、自治令 171 条の 5)。

- a 法人が事業休止し、再開見込みがなく、かつ、財産少額等
- b 債務者の所在不明、かつ、財産少額等
- c 債権金額が少額

法的効果として、自治体の長は、以後その保全および取立てをしないことができる。

内部的手続であり債務者との法律関係に影響しないことから消滅時効は進行し、遅延損害金も発生し続ける。

また、徴収停止した後の措置について特段自治法に規定はない。債権消滅のためには、自治法上の放棄の手続 (議会の議決必要。自治法 96 条 1 項 10 号)、または、呉市私債権管理条例による放棄の手続 (同条例 8 条 2 号。事後に議会へ報告を要する (同条例 9 条。)) をとることとなる。

(イ) 履行期限の延長

① 徴収猶予・換価の猶予 (強制徴収公債権の場合)

i 徴収猶予

徴収猶予は、滞納者に、災害、傷病、事業の廃止・休止、事業の著しい損失等の事由がある場合や一定期間後に税額が確定した場合について、その者の申請に基づき、1 年以内の期間を限り、その徴収を猶予するも

のである（自治法 231 条の 3 第 3 項、地税法 15 条）。

ii 換価の猶予

換価の猶予は、納付について誠実な意思を有すると認められる場合、事業継続または生活維持を困難にするおそれがあるときや、直ちに換価をすることに比べて徴収上有利であるときに、1 年以内の期間に限って換価を猶予するものである（地税法 15 条の 5）。

② 履行延期の特約または処分（非強制徴収公債権および私債権の場合）

一定の場合に、債権の履行期限を延長するものである（自治法 240 条 3 項、自治令 171 条の 6）。分割して履行期限を定めることもできる（自治令 171 条の 6 第 1 項後段）。

履行延期の特約または処分には、次の a ～ e のいずれかの要件が必要となる（自治令 171 条の 6 第 1 項各号）。

- a 無資力またはこれに近い状態にあるとき
- b 一括納付が困難であり、かつ、延長することが徴収上有利なとき
- c 一括納付が困難となったやむを得ない事情（災害、盗難など）があるとき
- d 損害賠償金または不当利得返還金に係る債権について、一括納付が困難であり、かつ、弁済につき特に誠意を有するとき
- e 貸付金について債務者が使途に従って第三者に貸し付けた場合、その回収が著しく困難なために、一括納付が困難なとき

履行期限後においても、前項の規定により履行延期の特約または処分をすることができる。この場合においては、既に発生した履行の遅滞に係る損害賠償金その他の徴収金は、徴収すべきものとされている（自治令 171 条の 6 第 2 項）。

(ウ) 免除および権利の放棄等による債権の消滅

① 滞納処分の執行停止後の期間経過による債権消滅（強制徴収公債権の場合）

滞納処分の執行停止が 3 年間継続したときは、納付または納入義務が消滅する（自治法 231 条の 3 第 3 項、地税法 15 条の 7 第 4 項、5 項）。

また、執行を停止した債権が限定承認に係るものであるときその他徴収することができないことが明らかであるときは、地方公共団体の長は当該債権を直ちに消滅させることができるとされている（地税法 15 条の 7 第 5 項）。

② 免除・放棄（非強制徴収公債権および私債権の場合）

i 免除

債権者が、債務者に対する一方的な意思表示によって債務を消滅させるのが免除である。

次の a～c の全ての要件が必要となる（自治法 240 条 3 項、自治令 171 条の 7）。

a 債務者が無資力またはこれに近い状態にあるため履行延期の特約または処分をした債権について

b 当初の履行期限（当初の履行期限後に履行延期の特約または処分をした場合は、最初に履行延期の特約または処分をした日）から十年を経過した後において

c なお、債務者が無資力またはこれに近い状態にあり、かつ、弁済することができる見込みがないと認められるとき

この場合、議会の議決は不要である（自治法 96 条 1 項 10 号の例外。自治令 171 条の 7 第 3 項）。

ii 放棄

債権者が債権を放棄することによって、債権が消滅する。

自治法上の放棄は、議会の議決を要する（自治法 96 条 1 項 10 号）。

呉市私債権の管理に関する条例においては、時効消滅した債権等の一定の要件（29 ページ）を満たす債権について議会の議決を経ずに放棄できる旨規定されている（同条例 8 条。ただし、同条例 9 条により事後に議会への報告を要する。）。

ケ 消滅時効

(ア) 消滅時効について

消滅時効とは、権利を行使しない状態が、所定の起算時点から計算して、所定の期間（消滅時効期間）を経過した場合に、時の経過の効果として、権利の消滅の効果をお認めることをいう。

① 公債権の場合

公法上の債権の時効期間は 5 年間であるが、「時効に関し他の法律に定めがあるもの」については、その定めによることとなる（自治法 236 条 1 項）。

② 私債権の場合

新民法（令和 2 年 4 月 1 日施行）では、債権者が権利を行使できることを知った時（主観的起算点）から 5 年か、債権を行使することができる時（客観的起算点）から 10 年のいずれか早い方の経過による（新民法 166 条 1 項）。

旧民法では、民事上の債権は10年（旧民法167条1項）、商事債権については5年（旧商法522条）が原則である。旧民法では種々の短期消滅時効（旧民法169条以下）がある。

時効期間について、新民法と旧民法のいずれが適用されるかに関し、施行日（令和2年4月1日）前に債権が生じた場合（*）に旧民法が適用される。施行日以後に債権が生じた場合は新民法が適用される。

（* 施行日以後に債権が生じた場合であって、その原因である法律行為が施行日前にされたときを含む。）

（イ） 時効の完成猶予・更新

① 時効の完成猶予

時効の完成猶予とは、時効の進行が妨げられるべき一定の事由がある場合に、その事由の後一定期間が経過するまで時効期間の満了が延期される制度である。

② 時効の更新

時効の更新とは、それまでに進行した時効の期間が解消され、その時点から新たな時効期間が開始する制度である。

（ウ） 消滅時効の援用

消滅時効の援用とは、消滅時効の利益を受けようとする意思表示をいう。

① 公債権の場合

公債権の場合は、消滅時効の援用を要せず、消滅時効の完成によって確定的に消滅する（自治法236条2項）。

② 私債権の場合

私債権の場合は、消滅時効期間が経過しただけでは債権が確定的に消滅せず、消滅時効の援用により確定的に債権が消滅する（民法145条）。

（エ） 時効利益の放棄

時効利益の放棄とは、時効の利益を受けないという意思表示である。

① 公債権の場合

公債権は、時効利益を放棄できない（自治法236条2項）。

② 私債権の場合

私債権は、時効の利益をあらかじめ放棄できないが（民法146条）、時効

期間経過後は、時効の利益を放棄できる。

コ 不納欠損

不納欠損とは、既に調定された歳入が徴収し得なくなったことを表示する決算上の取扱いである。

会計上の内部的な整理手続であり、不納欠損処理自体は何らの法的効果を有するものではない。

債権が、弁済およびこれに準じる行為（相殺、代物弁済等）以外の理由により消滅したときに、不納欠損処理することにより債権の管理下から外れることとなる。

不納欠損処理ができる例は、次のとおりである。

- a 時効の完成
 - ・公債権について時効が完成したとき（自治法 236 条 1 項）
 - ・私債権について時効の援用があったとき（民法 145 条）
- b 債務の免除
 - ・無資力等による履行延期の特約等から 10 年経過後になお無資力等（自治法 240 条 3 項、自治令 171 条の 7）
- c 債権の放棄
 - ・議会の議決によって権利の放棄（自治法 96 条 1 項 10 号）
- d 徴収権の消滅
 - ・滞納処分の執行停止が 3 年間継続（自治法 231 条の 3 第 3 項、地税法 15 条の 7、国徴法 153 条）

第2 呉市の債権管理の状況

1 呉市の一般会計および特別会計の歳入決算状況

呉市の一般会計および特別会計に関する歳入決算状況は、大要次のとおりである。

(単位：円)

収入未済額 (H28年度末)	H29年度			収入未済額 (H29年度末)	収納率
	調定額	収入済額	不納欠損額		
2,099,283,641	161,070,331,062	158,941,851,511	211,815,981	1,916,663,570	98.7%

収入未済額 (H29年度末)	H30年度			収入未済額 (H30年度末)	収納率
	調定額	収入済額	不納欠損額		
1,916,663,570	163,977,171,335	162,000,533,929	205,156,038	1,771,481,368	98.8%

収入未済額 (H30年度末)	R元年度			収入未済額 (R元年度末)	収納率
	調定額	収入済額	不納欠損額		
1,771,481,368	166,541,273,837	164,780,049,358	165,723,061	1,595,501,418	98.9%

収入未済額 (R元年度末)	R2年度			収入未済額 (R2年度末)	収納率
	調定額	収入済額	不納欠損額		
1,595,501,418	184,105,995,566	182,258,449,270	121,954,621	1,725,591,675	99.0%

収入未済額 (R2年度末)	R3年度			収入未済額 (R3年度末)	収納率
	調定額	収入済額	不納欠損額		
1,725,591,675	169,742,866,213	168,223,619,763	87,045,384	1,432,201,066	99.1%

※収入未済額＝調定額－（収入済額＋不納欠損額）

※収納率＝収入済額／調定額

(1) 調定額の推移

平成29年度から令和3年度までの5年間において、調定額については、平成29年度から令和元年度にかけて1600億円台で増加、令和2年度において1840億円余りに増加、令和3年度には1690億円余りとなっている。

令和2年度の大幅な調定額増加については、新型コロナウイルス感染症対策に係る国庫補助金の増加が主な要因である。

(2) 収納率の推移

収納率については、平成29年度から令和3年度まで、98.7%、98.8%、98.9%、

99.0%、99.1%と毎年度 0.1 ポイントずつ上昇しており、堅調に推移しているといえる。

2 呉市における滞納整理に関する取組等

(1) 市長の専決処分事項の指定

専決処分とは、本来、議会の議決・決定を経なければならない事項について、自治体の長が、議会の議決・決定を経ずに自ら処理することをいう。

自治法 180 条 1 項は、自治体の議会の権限に属する軽易な事項で、その議決により特に指定したものは、自治体の長において、これを専決処分にすることができると定めている。

軽易な事項について事前の議会の議決の手続をなくして事務的負担を軽減し、迅速な債権回収に資することとなる。

呉市においては、「市長の専決処分事項の指定について」（昭和 46 年 9 月 29 日議決。一部改正〔平成 3 年 12 月 18 日・15 年 3 月 7 日〕）の議決により、市長の専決処分事項が指定されている。

同議決においては、4 個の専決処分事項が指定されているところ、債権管理との関係では、次の 3 つの事項が関係する。

- ① 目的価格が 300 万円以下の訴の提起、和解及び調停に関すること
- ② 市営住宅に関する訴の提起、和解及び調停に関すること
- ③ 地方自治法第 243 条の 2（*）第 8 項の規定により、30 万円以下のものについて職員の賠償責任の全部又は一部を免除すること

（*原文のまま引用。現在の自治法 243 条の 2 の 2）

なお、上記により専決処分をしたときは、これを議会に報告しなければならない（自治法 180 条 2 項）。

(2) 呉市私債権の管理に関する条例（平成 25 年呉市条例第 11 号）

公布日および施行日は、平成 25 年 3 月 14 日である。

私債権に関する条例であり、公債権（強制徴収公債権および非強制徴収公債権）に関するものではない。

この条例の施行に関し必要な事項は、市長等が規則等で定める（同条例 10 条）とされているところ、これに係る規則等は定められていない。

規定の中で、「台帳の整備」（同条例 5 条）および「放棄」（同条例 8 条および 9 条）が特に重要である。

(台帳の整備)

第5条 市長等は、私債権を適正に管理するため、次に掲げる事項を記載した台帳を整備しなければならない。

- (1) 当該私債権の名称、金額、発生年月日及び履行期限
- (2) 債務者の氏名及び住所（債務者が法人の場合は、名称及び所在地）
- (3) 債務の履行の履歴
- (4) 督促の状況

(放棄)

第8条 市長等は、私債権について、次の各号のいずれかに該当する場合においては、当該私債権及びこれに係る損害賠償金その他の徴収金を放棄することができる。

- (1) 破産法（平成16年法律第75号）第253条第1項その他の法令の規定により債務者が当該私債権につきその責任を免れたとき（当該私債権について保証人の保証があるときを除く。）。
- (2) 当該私債権について消滅時効に係る時効期間が経過したとき（当該時効期間が経過した後に債務者が当該私債権について一部を履行したときその他債務者が時効の援用をしない特別の理由があるときを除く。）。
- (3) 強制執行の手続をとっても、なお完全に履行されない当該私債権についての強制執行の手続が終了した場合において、債務者が無資力又はこれに近い状態にあり、弁済する見込みがないと認められるとき。
- (4) 債務者が死亡し、その相続について限定承認があった場合、その相続人の全員が相続の放棄をした場合又はその相続人の存在が明らかでない場合において、その相続財産の価額が強制執行の費用並びに当該私債権に優先して市及びその他の者が弁済を受ける債権の金額の合計を超えないと見込まれるとき（当該私債権について保証人の保証があるときを除く。）。

(報告)

第9条 市長等は、前条の規定により私債権を放棄したときは、これを議会に報告しなければならない。

(3) マニュアル等

ア 債権管理マニュアル《呉市》および債権管理マニュアル別冊《様式集》

主として私債権および非強制徴収公債権に関するマニュアルおよび様式集である。

呉市における債権の適正な管理のためにすべきことを庁内における共通認識とし、債権の発生と回収から放棄までの対処方法の基準を示すことにより、債権管理手順の統一化および明確化を図る目的で作成されている。

上記(2)の条例制定を機に平成25年3月に作成され、令和2年4月1日施行の民法改正により、令和3年11月4日に内容を一部修正している。

記載された全項目について実行すべきことを示すものではなく、同マニュアルに沿って実行の是非を検討した上で、必要に応じて措置すべきものとされている。

イ 個別の担当課のマニュアル・要綱

全庁的な規範としての上記「債権管理マニュアル《呉市》」のほかに、債権に応じて独自のマニュアル、要綱を使用している課もある。

(例) 福祉保健課
保険年金課
生活支援課
子育て支援課
住宅政策課
上下水道局営業課 等

(4) 収納率向上対策委員会

年2回程度、強制徴収公債権の担当課から担当者が集まり、収納率向上の対策を検討している。私債権については対象とされていない。

前記「債権管理マニュアル《呉市》」および「債権管理マニュアル別冊《様式集》」については、同委員会が大きな役割を果たして作成された。

なお、私債権や非強制徴収公債権について、同様の委員会は組織されていない。

(5) 債権回収対策室

収納課に属する対策室であり、強制徴収公債権に関する徴収の専門部署である。収納課に限らず、強制徴収公債権に関する悪質な滞納案件等、より専門的知識や経験の求められる案件について移管され、回収に当たる。

令和3年4月1日時点での所属人数は、4名である。

私債権や非強制徴収公債権について所管するものではないが、債権回収に関して培われた知識経験があるため、後記(7)のとおり、定期的に私債権等の担当課から相談を受ける機会がある。

また、不定期にも必要に応じて私債権等の担当課から相談を求められることもある。

(6) 基礎研修

「債権管理マニュアル《呉市》」作成以降、その周知や研修を行う基礎研修が実施されていた。年度当初の4月ないし5月の時期に、私債権の担当課（特に滞納債権のある担当課）を中心に集合して研修していた。

新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から、令和2年度、令和3年度、令和4年度においては集合しての研修を行うことは実施されていない。

代替措置として、庁内の電子掲示板において同マニュアルの存在を周知しており、共有ライブラリからダウンロードできるようになっている。

(7) 債権回収対策室に対する定期的な相談

私債権の担当課のうち、滞納債権を有する担当課が、定期的に債権回収対策室

に対して相談を行う機会がある。あわせて、当該滞納債権に関する今後の予定等を検討することになる。

おおむね、年に2回、7月～8月頃および1月～2月頃の時期にこのような機会が持たれるのが慣例となっている。

なお、「呉市内部統制の推進に関する要綱」（令和4年4月1日から実施）に基づいて作成された「リスク対応策一覧等」において、不適切な債権管理のリスクが挙げられている（具体例：「長期間納付されていない債権の納付折衝を行っていない」）。その対応策として、長期間納付していない債権（1年以上）の把握を、年度間に1～2回行うとされている。

(8) 滞納債権の回収を目的とした歳入の徴収または収納の委託

自治令158条は、使用料、手数料、賃貸料、物品売払代金、寄附金、貸付金の元利償還金等について、その収入の確保および住民の便益の増進に寄与すると認められる場合に限り、私人にその徴収または収納の事務を委託することができる旨定めている。

呉市において、専ら滞納債権回収を目的としてなす民間委託（債権回収業者に対する回収委託）について、既に子育て支援課が令和3年1月から導入している。

また、福祉保健課においても令和5年度に導入を予定している。

(9) IPKNOWLEDGE（通称：IPK）

滞納債権に関する取組とは異なるが、債権の調定額、収入額、収入未済額等を把握するためのシステムとして「IPKNOWLEDGE」（アイピーナレッジ）というものがある（庁内での通称はIPK（アイピーケー））。

収入日や金額といったごく基本的な情報を入力するシステムであり、具体的な督促の状況や滞納者の財産状況等を詳細に記録することを目的とするものではない。呉市私債権管理条例5条において整備を義務付けられている台帳（督促の状況の記載が必要）としての役割を満たすシステムではない。

第3章 包括外部監査の結果

第1 監査の対象とした債権一覧表

呉市の有する155種の債権の一覧表は次のとおりである。

各債権について便宜的に包括外部監査人が「通し番号」を付番し、本章第3「個別の債権の監査結果」において、より詳細に内容を記載しているものがある。

※なお、「市の分類」欄における「強制」は強制徴収公債権を、「非強制」は非強制徴収公債権を、「強・非」は場合により強制徴収公債権または非強制徴収公債権となるものを意味する。

※金額は単位を千円とし、1円以上999円以下は「0」で表記し、0円は「-」で表記する。

収納率は小数点以下切捨とし、0%を超え1%未満は「0%」と表記し、0%は「-%」と表記する。

通し 番号	担当課	記載 ページ	市における 債権の名称	市の 分類	現年度分（令和3年度）			滞納繰越分（令和3年度）		
					調定額 （千円）	収入額 （千円）	収納率	調定額 （千円）	収入額 （千円）	収納率
1	総務課	49 ページ	特別定額給付金遡及取消しによる過払分	私債権	-	-	-%	300	-	-%
2	人事課	49 ページ	安浦土地開発公社に係る損害賠償金	私債権	-	-	-%	88,402	120	0%
3		50 ページ	職員手当過年度戻入	非強制	497	497	100%	5,019	405	8%
4	情報 統計課	51 ページ	有線放送施設使用料（豊浜）	私債権	8,186	8,172	99%	295	24	8%
5		52 ページ	有線放送施設使用料（豊）	私債権	15,594	15,556	99%	233	29	12%
6	管財課	53 ページ	貸家料	私債権	14,586	14,586	100%	600	-	-%
7		53 ページ	貸地料	私債権	181,559	180,288	99%	10,372	914	8%
8		-	土地売払収入	私債権	180,758	180,758	100%	-	-	-%
9		-	共同ビル負担金	私債権	3,349	3,349	100%	-	-	-%
10		-	使用料（敷地）	非強制	8,139	8,139	100%	-	-	-%
11		-	使用料（庁舎）	非強制	4,968	4,968	100%	-	-	-%
12		-	電気使用料（庁舎）	私債権	1,094	1,094	100%	-	-	-%
13		-	水道使用料（庁舎）	私債権	48	48	100%	-	-	-%
14	収納課	-	市民税・県民税（普徴分・特徴分）	強制	11,311,987	11,291,403	99%	84,214	31,042	36%
15		-	固定資産税・都市計画税	強制	14,573,356	14,552,810	99%	296,278	208,028	70%
16		-	軽自動車税	強制	582,957	581,815	99%	5,548	1,484	26%
17		-	法人市民税	強制	2,215,852	2,219,002	100%	21,563	17,327	80%
18	市民 窓口課	-	戸籍住民基本台帳手数料（閲覧）	非強制	332	332	100%	-	-	-%
19		-	戸籍住民基本台帳手数料（住民基本台帳）	非強制	42,460	42,460	100%	-	-	-%
20		-	戸籍住民基本台帳手数料（戸籍）	非強制	47,931	47,931	100%	-	-	-%
21		-	戸籍住民基本台帳手数料（火葬許可証交付証明）	非強制	1	1	100%	-	-	-%
22		-	戸籍住民基本台帳手数料（臨時運行許可）	非強制	780	780	100%	-	-	-%
23		-	公文書公開請求に係る複写及び送付料	非強制	0	0	100%	-	-	-%
24		54 ページ	アウトソーシングに係る レジ保守管理費相当分	私債権	26	26	100%	-	-	-%
25	人権・男女 共同参画課	55 ページ	世帯更生資金貸付	私債権	-	-	-%	15,899	286	1%
26	文化 振興課	-	つばき会館使用料	非強制	29,804	29,804	100%	-	-	-%
27		-	美術館使用料	非強制	740	740	100%	-	-	-%
28		-	青年の家使用料	非強制	11	11	100%	-	-	-%
29		-	野外活動センター使用料	非強制	87	87	100%	-	-	-%
30		-	文化ホール使用料	非強制	1,729	1,729	100%	-	-	-%
31		-	蘭島文化振興施設使用料	非強制	63	63	100%	-	-	-%
32		-	松寿苑使用料	非強制	3	3	100%	-	-	-%
33		-	民俗資料館等使用料	非強制	252	252	100%	-	-	-%
34		-	御手洗文化交流施設等使用料	非強制	722	722	100%	-	-	-%
35		-	ふるさと学園使用料	非強制	4	4	100%	-	-	-%
36		-	地域社会教育施設使用料	非強制	263	263	100%	-	-	-%
37		-	市民ホール使用料	非強制	0	0	100%	-	-	-%
38		-	電気使用料	非強制	7,083	6,985	98%	-	-	-%
39		-	水道使用料	非強制	1,173	1,162	99%	-	-	-%
40		-	ガス使用料	非強制	1,561	1,561	100%	-	-	-%
41		-	雑入 講座受講料	非強制	29,645	29,645	100%	-	-	-%
42		-	雑入 水道事業事務負担金	非強制	2,795	2,795	100%	-	-	-%

通し 番号	担当課	記載 ページ	市における 債権の名称	市の 分類	現年度分 (令和3年度)			滞納繰越分 (令和3年度)			
					調定額 (千円)	収入額 (千円)	収納率	調定額 (千円)	収入額 (千円)	収納率	
43	スポーツ 振興課	-	大浦崎キャンプ場使用料	非強制	1,924	1,924	100%	-	-	-%	
44		-	運動場使用料	非強制	1,094	1,094	100%	-	-	-%	
45		-	体育館使用料	非強制	2,374	2,374	100%	-	-	-%	
46		-	武道館使用料	非強制	84	84	100%	-	-	-%	
47		-	プール敷地使用料	非強制	8	8	100%	-	-	-%	
48		-	温水プール敷地使用料	非強制	13	13	100%	-	-	-%	
49		-	スポーツ会館使用料	非強制	8	8	100%	-	-	-%	
50		-	電気使用料	非強制	315	315	100%	-	-	-%	
51		-	夜間照明使用料	非強制	2,213	2,213	100%	-	-	-%	
52		-	虹村公園野球場付属施設使用料	非強制	76	76	100%	-	-	-%	
53		-	入船山公園多目的広場付属施設使用料	非強制	56	56	100%	-	-	-%	
54		-	貸地料	非強制	-	-	-%	-	-	-%	
55		福祉 保健課	-	地域総合整備資金貸付	私債権	23,199	23,199	100%	-	-	-%
56			56 ページ	災害援護資金償還金	私債権	654	621	94%	7,514	253	3%
57	57 ページ		住宅整備資金償還金	私債権	-	-	-%	10,179	280	2%	
58	-		許可使用料	非強制	26	26	100%	-	-	-%	
59	-		貸家料	私債権	132	132	100%	-	-	-%	
60	-		貸地料	私債権	1,672	1,672	100%	-	-	-%	
61	-		電気使用料	私債権	2,397	2,397	100%	-	-	-%	
62	-		水道使用料	私債権	389	389	100%	-	-	-%	
63	保険 年金課	-	国民健康保険料	強制	3,597,861	3,468,312	96%	236,912	112,982	47%	
64		-	国民健康保険税	強制	-	-	-%	2,223	-	-%	
65		58 ページ	後期高齢者医療保険料	強制	3,068,038	3,063,333	99%	16,508	11,572	70%	
66		59 ページ	返納金	非強制	11,186	10,207	91%	1,805	416	23%	
67		-	第三者納付金	私債権	8,657	8,657	100%	-	-	-%	
68	介護 保険課	59 ページ	介護保険料	強制	4,361,069	4,352,645	99%	38,335	11,290	29%	
69		-	第三者納付金	私債権	8,824	8,824	100%	-	-	-%	
70	高齢者 支援課	60 ページ	高齢者保護入所措置費	非強制	77,198	77,198	100%	186	2	1%	
71		60 ページ	シルバーハウジング入所者負担金	私債権	152	152	100%	29	29	100%	
72	病院事業課	60 ページ	診療等未収金	私債権	21,349	18,555	86%	-	-	-%	
73		61 ページ	現年度戻入金	非強制	14,204	12,386	87%	-	-	-%	
74		生活 支援課	62 ページ	過年度戻入金	非強制	-	-	-%	19,032	2,696	14%
75			63 ページ	生活保護返還金	強・非	70,314	59,450	84%	75,381	6,712	8%
76	64 ページ	生活保護徴収金	強制	6,008	585	9%	171,966	12,179	7%		
77	子育て 支援課	64 ページ	母子父子寡婦福祉資金貸付金	私債権	76,221	69,877	91%	65,447	10,222	15%	
78		65 ページ	母子父子寡婦福祉資金貸付金 雑入(資格喪失分)	私債権	-	-	-%	170	40	23%	
79		66 ページ	放課後児童会保護者分担金	非強制	93,725	93,035	99%	1,722	195	11%	
80		66 ページ	児童扶養手当等資格喪失分	非強制	4,665	1,434	30%	7,333	46	0%	
81		66 ページ	子育て世帯臨時特例給付金 返還金	私債権	-	-	-%	110	-	-%	
82	子育て 施設課	-	保育料	強制	202,113	200,921	99%	2,716	2,145	78%	
83		67 ページ	副食費	私債権	11,643	11,551	99%	82	82	100%	
84	環境 政策課	-	敷地使用料(墓地及び斎場)	非強制	26	26	100%	-	-	-%	
85		-	墓地使用料	非強制	128	128	100%	-	-	-%	
86		-	斎場使用料	非強制	102,190	102,190	100%	-	-	-%	
87		-	廃棄物処理業許可申請手数料	非強制	1,660	1,660	100%	-	-	-%	
88		-	自動車リサイクル法登録許可申請手数料	非強制	17	17	100%	-	-	-%	
89		-	火葬証明手数料	非強制	8	8	100%	-	-	-%	
90		68 ページ	ごみ処理手数料	私債権	384,192	384,041	99%	792	286	36%	
91		-	普通財産貸地料(市有地)	私債権	6	6	100%	-	-	-%	
92		-	電気使用料	私債権	108	108	100%	-	-	-%	
93		-	水道使用料	私債権	31	31	100%	-	-	-%	
94		-	公文書公開請求に係る複写及び送付料	非強制	0	0	100%	-	-	-%	
95		-	指定ごみ袋広告掲載料	私債権	122	122	100%	-	-	-%	
96		-	敷地使用料(公園墓地)	非強制	50	50	100%	-	-	-%	
97		-	永代使用料(公園墓地)	非強制	-	-	-%	-	-	-%	
98	-	永代管理料(公園墓地)	非強制	-	-	-%	-	-	-%		

通し 番号	担当課	記載 ページ	市における 債権の名称	市の 分類	現年度分（令和3年度）			滞納繰越分（令和3年度）		
					調定額 （千円）	収入額 （千円）	収納率	調定額 （千円）	収入額 （千円）	収納率
99	環境 施設課	-	敷地使用料（ごみ）	非強制	64	64	100%	-	-	-%
100		-	敷地使用料（し尿）	非強制	33	33	100%	-	-	-%
101		-	ごみ処理手数料（焼却）	非強制	282,174	282,174	100%	-	-	-%
102		-	ごみ処理手数料（破砕）	非強制	71,412	71,412	100%	-	-	-%
103		-	市有財産貸付料（駐車場）	私債権	1,690	1,690	100%	-	-	-%
104		-	市有財産貸付料（電柱）	私債権	3	3	100%	-	-	-%
105		-	売電収入	私債権	53,460	53,460	100%	-	-	-%
106		-	資源物売払	私債権	215,320	215,320	100%	-	-	-%
107		-	電気使用料	私債権	88	88	100%	-	-	-%
108		-	水道使用料	私債権	58	58	100%	-	-	-%
109		68 ページ	地域下水道使用料（竹田浜）	非強制	14,998	14,622	97%	280	243	86%
110	-	地域下水道使用料（坪井）	非強制	-	-	100%	22	22	100%	
111	環境 政策課 環境試験 センター	-	行政財産使用料	非強制	30	30	100%	-	-	-%
112		-	浄化槽許可申請手数料	非強制	361	361	100%	-	-	-%
113		-	公簿の写しの交付手数料	非強制	0	0	100%	-	-	-%
114		-	公文書公開請求に係る複写及び送付料	非強制	0	0	100%	-	-	-%
115		-	維持管理費上下水道局水質試験所負担分	私債権	3,525	3,525	100%	-	-	-%
116		-	汚染土壌処理業 許可申請手数料	非強制	-	-	-%	-	-	-%
117		-	汚染土壌処理業 承認申請手数料	非強制	-	-	-%	-	-	-%
118	観光 振興課	-	グリーンピアせとうち 指定管理者負担金	私債権	-	-	-%	17,700	-	-%
119		-	グリーンピアせとうち 電気使用料	私債権	-	-	-%	6,336	-	-%
120	港湾 漁港課	-	港湾施設使用料（一般会計）	強制	82,907	82,907	100%	1	1	100%
121		69 ページ	港湾施設使用料（特別会計）	強制	476,321	476,321	100%	94	24	25%
122		-	漁港施設使用料	強制	1,650	1,650	100%	-	-	-%
123		70 ページ	電気使用料（一般会計）	私債権	610	610	100%	0	0	100%
124		-	水道使用料（一般会計）	私債権	112	112	100%	-	-	-%
125	-	電気使用料（特別会計）	私債権	3,754	3,754	100%	-	-	-%	
126	農林 土木課	-	農道占用料	強制	338	338	100%	-	-	-%
127		-	水路占用料	強制	362	362	100%	-	-	-%
128	交通政策課	-	令和3年度音戸渡船 運営事業補助金	私債権	-	-	-%	-	-	-%
129	建築指導課	70 ページ	危険空き家の緊急安全措置業務委託費	私債権	-	-	-%	2,453	-	-%
130	住宅 政策課	71 ページ	住宅使用料	非強制	563,328	550,025	97%	117,229	6,194	5%
131		74 ページ	駐車場使用料	非強制	44,216	43,460	98%	5,167	394	7%
132		74 ページ	店舗使用料	私債権	14,535	14,507	99%	135	105	77%
133		75 ページ	住宅新築資金等貸付金	私債権	6,197	608	9%	398,179	8,897	2%
134		76 ページ	手数料	私債権	-	-	-%	31	-	-%
135	土木 総務課	77 ページ	道路占用料	強制	52,486	52,408	99%	143	12	8%
136		78 ページ	河川占用料	強制	6,404	6,404	100%	33	-	-%
137		78 ページ	公園使用料	非強制	9,259	9,246	99%	50	40	79%
138	上下水道局 営業課	79 ページ	水道料金	私債権	5,443,707	5,216,224	95%	272,579	230,892	84%
139		79 ページ	下水道使用料	強制	4,517,016	4,288,121	94%	260,073	242,779	93%
140		80 ページ	水洗便所改造資金貸付償還金	私債権	-	-	-%	1,105	123	11%
141	学校施設課	-	和庄中火災事故損害補償金	私債権	-	-	-%	6,583	390	5%
142	学校 教育課	80 ページ	中学校就学援助費	私債権	-	-	-%	32	-	-%
143		-	外国人講師英語指導報酬	私債権	-	-	-%	273	-	-%
144	学校安全課	-	呉市立片山中学校修学旅行中に起きた事故に係る損害賠償金	私債権	-	-	-%	8,080	130	1%
145	呉高等 学校	-	授業料	非強制	55,172	55,172	100%	-	-	-%
146		-	入学金	非強制	858	858	100%	-	-	-%
147	農業 委員会	-	農家証明	非強制	-	-	-%	-	-	-%
148		-	農地耕作面積証明	非強制	1	1	100%	-	-	-%
149		-	許可の証明	非強制	0	0	100%	-	-	-%
150		-	届出の証明	非強制	0	0	100%	-	-	-%
151		-	提出証明	非強制	-	-	-%	-	-	-%
152		-	買受適格証明	非強制	0	0	100%	-	-	-%
153		-	贈与税・相続税納税猶予に関する適格者証明	非強制	-	-	-%	-	-	-%
154		-	引き続き農業経営を行っている旨の証明	非強制	1	1	100%	-	-	-%
155	-	非農地証明	非強制	29	29	100%	-	-	-%	

第2 複数の債権に共通する監査結果

1 呉市債権管理マニュアルにおける分割納付誓約書について

(1) 記載内容および様式

分割納付誓約書（18 ページ）の提出に関し、呉市債権管理マニュアルにおいては、次のとおり記載されている。

「分割納付によることが決定した場合は、変更契約・覚書・許可書等により、双方の合意を文書で残し、債務を承認し、並びに履行できなかった場合には、期限の利益を喪失して直ちに全債務の一括納付義務が生じ、…（中略）…民事執行措置をとる旨を明記しておく。」（同マニュアル 10 ページ）

同マニュアル別冊の様式集においても同旨の記載がある。

上記各記載は、分割納付誓約書の提出を認めることが「期限の利益」（19 ページ）を付与するものであるかのように受け取られる内容である。

(2) 評価

ア 分割納付誓約書には履行期限を延期する法律上の効果はなく、新たに期限の利益を付与するものではない。

したがって、合規性の観点から、呉市債権管理マニュアルの上記(1)の各記載については、期限の利益を付与するとの誤解を与えないような記載に改めるべきである。

【指摘 1】

呉市債権管理マニュアルおよび同別冊《様式集》の分割納付誓約書に関する部分について、期限の利益を付与するとの誤解を与えないような記載に改めるべきである。

イ また、私債権については、本来の履行期を徒過している以上、遅延損害金（18 ページ）が発生し続ける（公債権については個別法に延滞金徴収の定めがあれば延滞金が発生し続ける。なお、呉市には延滞金を徴収する定めを一般的に規定する条例はない。）。

この点についても分割納付の際に滞納者に注意喚起するべく、遅延損害金が発生し続けることについて分割納付誓約書に明記するのが望ましい。

【意見 1】

呉市債権管理マニュアルおよび同別冊《様式集》の分割納付誓約書に関する部分に関し、分割納付誓約書を提出した場合であっても遅延損害金が発生し続ける旨を明記するのが望ましい。

2 私債権に関する遅延損害金について

(1) 請求の状況

ア 令和3年度中に滞納債権（現年度分および過年度分を含む。）を有する担当課を対象として遅延損害金の請求状況を照会したところ、私債権に係る遅延損害金の算定・請求実績は、ほとんどなかった。

該当する担当課は18課あったところ、遅延損害金の算定・請求実績があると回答したのは2課（人事課および子育て支援課）のみであり、残りの16課（総務課、情報統計課、管財課、人権・男女共同参画課、福祉保健課、高齢者支援課、病院事業課、子育て施設課、環境政策課、観光振興課、建築指導課、住宅政策課、上下水道局営業課、学校施設課、学校教育課、学校安全課）においては請求実績がなかった。

イ 請求しない理由として挙げられたのは、おおむね次の理由である。

- a 契約書等に遅延損害金の条項が規定されていないため遅延損害金が発生しないとするもの（契約書に条項なし）
- b 履行延期の特約（自治法240条3項、自治令171条の6。本報告書23ページ）の規定を理由として遅延損害金が発生しないとするもの（履行延期）
- c 債務者の無資力ないし経済的窮状福祉的観点（債務者の経済的窮状）を理由として遅延損害金が発生しないとするもの（無資力・福祉的観点）
- d 元本の回収を優先するため遅延損害金を発生させないことができると認識するもの（元本優先）
- e 私債権の遅延損害金の徴収を義務付ける規定がないことを理由とするもの（義務規定なし）

(2) 評価

ア 上記(1)、イ、a～dの各理由について検討すると、次のとおりである。

(ア) a（契約書に条項なし）については、前記（18ページ）のとおり、私債権について本来の履行期を徒過すれば、契約等の条項がなくとも遅延損害金が発生する。

そのため、aは理由として正当でない。

(イ) b（履行延期）については、そもそも令和3年度において正規に履行延期の特約の措置をとったと回答した担当課は1件もなく、また、履行延期の特約においては既発生の遅延損害金は徴収すべきものとされている（自治令171条の6第2項）。

自治法240条3項、自治令171条の6を根拠とするのであれば、正規に債務者と特約（契約）を締結する必要がある。

そのため、bは理由として正当でない。

(ウ) c（無資力・福祉的観点）についても、bと同様に正規に履行延期の特

約をすべきところであるが、なされていない。

そのため、cも理由として正当でない。

- (エ) d (元本優先) については、法定充当 (民法 489 条) の充当順に従って遅延損害金から先に回収すべきである。また、遅滞すればするほど遅延損害金が膨らむということになれば、元本を含めた早期弁済を心理的に促すことになるといえる (遅延損害金が発生しないのであれば、発生する債権と比べて弁済が「後回し」になる。)

そのため、dも理由として正当でない。

- (オ) e (義務規定なし) については、自治法 240 条 2 項が、「普通地方公共団体の長は、債権について、政令の定めるところにより、その督促、強制執行その他その保全及び取立てに関して必要な措置をとらなければならない。」と規定している。ここにいう債権には遅延損害金請求権も含まれる。

そして、判例は、「地方公共団体が有する債権の管理について定める地方自治法 240 条、地方自治法施行令 171 条から 171 条の 7 までの規定によれば、客観的に存在する債権を理由もなく放置したり免除したりすることは許されず、原則として、地方公共団体の長にその行使又は不行使についての裁量はない。」としている (最判平成 16 年 4 月 23 日)。

加えて、期限を遵守して納付した者との比較の観点においても、遅延損害金を請求しないことは滞納者に対してより長い期限を与えるのに等しく、公平性を損なう。

そのため、eも理由として正当でない。

- イ 結局、遅延損害金は請求しなければならないのが原則であり、適法に遅延損害金を発生させない扱いをするのであれば、可能な財産調査を尽くした上、無資力等の要件を客観的に認定できる場合に履行延期の特約 (自治法 240 条 3 項、自治令 171 条の 6) の手続をとらなければならない (ただし、既に発生した遅延損害金は徴収を要する (自治令 171 条の 6 第 2 項))。

したがって、呉市の私債権に係る遅延損害金がほとんど請求されていない管理状況については適法性 (自治法 240 条 2 項等) に疑いがある。

仮に違法とまではいえないとしたとしても、履行延期の特約以外を理由とする不請求について基準もなく行われることは、少なくとも妥当性に問題がある。

- (なお、既に発生した遅延損害金であって長期間請求されていないなどの状況にある場合、今後突然にこれを請求するとなると信義則違反 (民法 1 条 2 項) ないし権利濫用 (同条 3 項) となる可能性も考えられる。

そのような場合、既発生の遅延損害金について放棄 (自治法 96 条 1 項 10 号) を検討することも考えられる。

今後発生する私債権に係る遅延損害金については、原則として徴収すべきである。ただし、可能な財産調査を尽くした上で無資力等の要件を満たすのであれば正規に履行延期の措置をとるべきである。)

【指摘 2】

私債権に関し、遅延損害金がほとんど徴収されていない状況を是正し、少なくとも今後発生する私債権に係る遅延損害金について原則として徴収すべきである。

全庁的に共通認識を持って上記取扱いを行うため、呉市債権管理マニュアルを再整備すべきである。

なお、既に発生している私債権に係る遅延損害金に関しては、信義則、権利濫用、既に完納した他の滞納者との公平性等を考慮した上で債権ごとに妥当な対応を検討する必要があると考えられる。

遅延損害金に関し、次の債権については個別に包括外部監査人の見解を後述している（公債権であるか私債権であるかについて見解の分かれるものおよび信義則違反の可能性等に鑑みて必ずしも請求することが適当とはいえないと思われるものについては意見にて記載し、それ以外は指摘にて記載している。）。

通し番号	記載ページ	評価
1	49 ページ	【指摘 4】
2	49 ページ	【意見 9】
3	50 ページ	【意見 10】
4	51 ページ	【指摘 8】
5	52 ページ	【指摘 10】
7	53 ページ	【指摘 11】
25	55 ページ	【指摘 12】
56	56 ページ	【指摘 13】
57	57 ページ	【指摘 15】
71	60 ページ	【意見 26】
72	60 ページ	【指摘 22】
77	64 ページ	【指摘 23】
78	65 ページ	【指摘 24】

通し番号	記載ページ	評価
81	66 ページ	【指摘 27】
83	67 ページ	【指摘 29】
90	68 ページ	【指摘 30】
123	70 ページ	【意見 39】
129	70 ページ	【指摘 33】
130	71 ページ	【意見 41】
131	74 ページ	【意見 45】
132	74 ページ	【指摘 36】
133	75 ページ	【指摘 37】
138	79 ページ	【指摘 38】
140	80 ページ	【指摘 41】
142	80 ページ	【指摘 42】

ウ 以上のとおり、遅延損害金については請求されるべきであるのが原則である。

もつとも、随時変動する遅延損害金について、少額のものまで全て計算・請求を行わなければならないとすることは手間に対する実益に乏しく、機動的な債権回収を妨げかねない。債権管理における経済性・効率性・有効性を損なうことも懸念される。

そこで、一定の要件のもとに遅延損害金を切り捨てて計算をすることを定める条例の規定を検討することが望ましいと思料する。

例えば、三原市や東広島市においては、元本全額が 2000 円未満のときは遅延

損害金計算において切り捨てたり、遅延損害金全額が 1000 円未満のときは切り捨てたりするなどの規定を債権管理条例に設けている。

なお、条例等の検討に当たっては、計算方法の定めが有する法的意味合い等を分析した上、自治法等に適合するよう留意する必要がある。

(一応、遅延損害金不徴収の根拠として、市長の専決処分事項(28 ページ)のうち、「目的価格が 300 万円以下の…(中略)…和解」の一環として遅延損害金不徴収の合意を黙示的に行う、という考え方も想起されるかもしれない。

しかし、当事者間の「争い」の存在や「互いに譲歩」することを要素とする和解(民法 695 条)として捉えることには難がある。また、300 万円以下という裁量の幅は遅延損害金については過大であり、遅延損害金不徴収の場合を和解に含めて専決処分事項として指定されている、と解するのは困難である。)

【意見 2】

自治法等との適合性に留意しつつ、一定の要件のもとに遅延損害金を切り捨てて計算する条例の規定を定めること等を検討することが望ましい。

3 呉市債権管理マニュアル等の運用について

(1) 運用の状況

呉市債権管理マニュアルは、前記のとおり分割納付誓約書の記載に是正すべき点はあるが、非強制徴収公債権および私債権の管理についてわかりやすくまとめられている。各担当課で必ず遵守すべき規範とされているものではないものの、活用されるべきマニュアルである。

非強制徴収公債権または私債権に関し、令和 3 年度において滞納債権がある担当課(23 課)を対象として、呉市債権管理マニュアル記載の手の流れのうち特に重要と考えられる事項について次のとおり照会した。

a 財産調査の状況について

照会事項：令和 3 年度分に存在した滞納債権(現年度分および過年度分を含む。)について、滞納債権者の生活状況、収入状況、財産状況の調査に関し、債務者等からの口頭でのヒアリング以外に調査したり提出を受けたりしたものがあるか

回答結果：ある…管財課、福祉保健課、子育て支援課、観光振興課、住宅政策課、学校施設課、学校安全課

ない…総務課、人事課、情報統計課、人権・男女共同参画課、保険年金課、高齢者支援課、病院事業課、生活支援課、

子育て施設課、環境政策課、環境施設課、港湾漁港課、建築指導課、土木総務課、上下水道局営業課、学校教育課

なお、「ある」として回答した担当課において得たとされる資料は次のとおりであった。

管財課	(戸籍事項証明書、住民票の写し、不動産登記事項証明書)
福祉保健課	(戸籍事項証明書)
子育て支援課	(戸籍事項証明書、住民票の写し)
観光振興課	(不動産登記事項証明書)
住宅政策課	(住民票の写し、給与明細)
学校施設課	(住民票の写し)
学校安全課	(戸籍事項証明書、依頼時(平成29年度)から直近3か月分の取引履歴(金融機関))

b 個人情報提供に係る同意の状況について

照会事項：令和3年度中に、「債権管理マニュアル別冊《様式集》」にある「個人情報提供に係る同意書」やこれに類する同意書の提供を受けたことがあるか

回答結果：ある…子育て支援課

ない…総務課、人事課、情報統計課、管財課、人権・男女共同参画課、福祉保健課、保険年金課、高齢者支援課、病院事業課、生活支援課、子育て施設課、環境政策課、環境施設課、観光振興課、港湾漁港課、建築指導課、住宅政策課、土木総務課、上下水道局営業課、学校施設課、学校教育課、学校安全課

なお、「ある」として回答した子育て支援課においては、母子父子寡婦福祉資金貸付(通し番号76、77)の貸付申請の際、借主・連帯借主・連帯保証人から同意書の提出を受けている。令和3年度新規貸付件数は32件である。

c 債務名義取得の措置について

照会事項：平成29年度から令和3年度までの5年度分に関し、債務名義(判決・支払督促・調停調書等)を得るための手続(訴訟・支払督促申立て、調停等)をとられたものがあるか。

回答結果：ある…観光振興課、住宅政策課

ない…総務課、人事課、情報統計課、管財課、人権・男女共同参画課、福祉保健課、保険年金課、高齢者支援課、病院事業課、生活支援課、子育て支援課、子育て施設課、環

境政策課、環境施設課、港湾漁港課、建築指導課、土木
総務課、上下水道局営業課、学校施設課、学校教育課、
学校安全課

なお、「ある」として回答した担当課においてなされた措置は次の内容であった。

観光振興課 (通し番号 118、119 の各債権について平成 29 年
8 月に訴えを提起し、平成 30 年に確定判決を得
ている。)

住宅政策課 (5 年度分のうち現年度 4 件・計 593,800 円の訴
え提起、滞納繰越分 7 件・計 3,017,358 円の訴
えの提起によりそれぞれ同件数・同額の債務名
義を得ている。)

(2) 評価

ア 上記(1)「a 財産調査の状況について」に記載のとおり、滞納債権を有する
23 の担当課うち、口頭でのヒアリング以外の資料の収集がなされている課は 7
課にとどまる。

また、資料収集を行ったとする 7 課についても、住宅政策課の「給与明細」
及び学校安全課の「取引履歴(金融機関)」を除いては、いずれも公用請求等
により取得可能なものであり、これだけで十分な財産調査がなされているとはい
えない。

呉市債権管理マニュアルにおいても、次のとおり記載されている。

「いかに本人から情報を引き出すかが課題であり、機会あるごとに情報開
示の同意を取り付けたり、実際に情報提供をさせておくことが望まれる。
その最大のチャンスは…(中略)…債権発生時であり、続いて…(中略)
…納付折衝時であるため、十分に留意されたい。

財産調査により把握すべき情報の例として、次のものが挙げられる。

ア 収入 … 源泉徴収票・確定申告書・給料明細書・預貯金通帳等

イ 支出 … 公共料金明細・預貯金通帳・賃貸借契約書・家計簿等

ウ 資産 … 預貯金通帳・残高証明・不動産登記簿謄本・固定資産名寄
帳等

エ 負債 … 賃貸借契約書・預貯金通帳・請求書等

特に、預貯金通帳は、実際の資金の流れが明確に把握できるが、隠し口
座・タンス預金等の場合も想定ができ万能ではないため、あらゆる情報を
集めることが望ましい。」 (同マニュアル 12 ページ)

まさにマニュアルにおいて述べられているとおりである。

財産調査の結果は、履行延期の特約・免除の適法性判断、法的手続への移行

の妥当性判断等において非常に重要となる。そのため、単なる口頭でのヒアリングや資料の閲覧にとどまらず、積極的に働きかけて資料の写しの提供を受けるべきである。

【指摘 3】

任意の財産調査に関し、収入・資産等に関する客観的な資料提出をほとんど受けられていない状況を是正し、滞納者に対し、積極的に資料提出を求めるべきである。

任意の財産調査の結果により、資力がない場合は履行延期の特約等をすべきであり、資力がある場合または任意の協力を得られない場合は法的手続へ移行を検討すべきである。

法的手続への移行については、債権の金額等の要素から費用対効果に鑑みて分割納付誓約書による分割納付とすることもやむを得ないときもあると考えられるところ、私債権の遅延損害金は徴収すべきである。

財産調査に関し、次の債権については個別に包括外部監査人の見解を後述している（財産調査の必要性が高いと思料されるものについて指摘にて記載し、高いとはいえないと思料されるものについて意見にて記載している。）。

通し番号	記載ページ	評価
1	49 ページ	【指摘 5】
2	49 ページ	【意見 8】
3	50 ページ	【指摘 6】
4	51 ページ	【指摘 7】
5	52 ページ	【指摘 9】
7	53 ページ	【意見 14】
25	55 ページ	【意見 19】
56	56 ページ	【意見 22】
57	57 ページ	【意見 23】
66	59 ページ	【指摘 18】
70	60 ページ	【意見 24】
71	60 ページ	【意見 25】
72	60 ページ	【指摘 21】
73	61 ページ	【意見 29】
74	62 ページ	【意見 30】
75	63 ページ	【意見 32】
76	64 ページ	【意見 33】
77	64 ページ	【意見 34】

通し番号	記載ページ	評価
78	65 ページ	【意見 35】
79	66 ページ	【指摘 25】
80	66 ページ	【指摘 26】
81	66 ページ	【指摘 28】
83	67 ページ	【指摘 29】
90	68 ページ	【意見 37】
109	68 ページ	【意見 38】
129	70 ページ	【指摘 34】
130	71 ページ	【意見 42】
131	74 ページ	【意見 46】
132	74 ページ	【意見 48】
133	75 ページ	【意見 52】
137	78 ページ	【意見 58】
138	79 ページ	【指摘 39】
139	79 ページ	【指摘 40】
140	80 ページ	【意見 59】
142	80 ページ	【意見 60】

イ 上記(1)「b 個人情報提供に係る同意の状況について」に記載のとおり、「債権管理マニュアル別冊《様式集》」にある「個人情報提供に係る同意書」については、ほとんど活用されていないと言わざるを得ず、本人の同意を得て行う任意の財産調査が積極的になされていない様子がうかがわれる。

任意の財産調査において個人情報提供に係る同意を得ることは、調査の幅を大いに広げることになる。

また、後述の「情報共有体制の整備について」(46 ページ)においても重要な要素ともなる。

個人情報提供に係る同意書の提出をより積極的に求めることが望まれる。

【意見 3】

任意の財産調査に当たり、滞納者に対し、個人情報提供に係る同意書の提出を積極的に求めるべきである。

ウ 上記(1)「c 債務名義取得の措置について」に記載のとおり、過去5年間に債務名義取得の法的手続をとった課は、わずか2課(観光振興課および住宅政策課)にとどまっており、ほとんど行われていないといえる。

法的手続・民事執行の知識ノウハウは、これに先立つ納付折衝・財産調査などの段階においても様々に活きる(後の手続の知識があれば、前の段階でどうすべきかの判断をより適切に行うことができる)ものである。

法的手続・民事執行の知識経験がないために財産調査を積極的に行う動機に乏しく、財産調査が積極的になされないために法的手続・民事執行にも至らず結局ノウハウが蓄積されない、という悪循環もあり得るところである。

この点、とりわけ偶発的に生じた債権、一時的な要因で生じた債権の担当課については、そもそもノウハウの蓄積を期待するのは困難である。

そこで、非強制徴収公債権および私債権の滞納債権について、一元的に管理する部署を設け、ノウハウの蓄積を図る体制を整備することが有用であると考えられる。

この点、後述する(4 非強制徴収公債権および私債権に関する一元的管理体制の整備について)。

エ 以上のとおり、呉市債権管理マニュアルについては、非強制徴収公債権および私債権の管理についてわかりやすくまとめられているにもかかわらず、さほど活用されていないことがうかがわれる。

新型コロナウイルス感染拡大防止の影響により、かつて行われていた基礎研修(30 ページ)が令和2年度以降行われていない。庁内の電子掲示板による代替手段がとられているものの、マニュアルの周知性が低下することも懸念され

る。

そこで、滞納債権を有する各担当課において、呉市債権管理マニュアルの一層の周知に努めるのが望ましいと史料する。

【意見 4】

滞納債権を有する各担当課において、呉市債権管理マニュアルの一層の周知に努めるのが望ましい。

4 非強制徴収公債権および私債権に関する一元的管理体制の整備について

(1) 管理体制の状況

現在、呉市の強制徴収公債権については、債権回収対策室（30 ページ）が回収困難事案等について移管を受けて一元的に管理回収を行っている。

これに対し、非強制徴収公債権および私債権については、各担当課において債権管理を行っており、それぞれが滞納整理を実施している状況であり、債権回収対策室にあたるような専門的部署は組織されていない。

(2) 評価

ア 非強制徴収公債権および私債権についても、強制徴収公債権に関する債権回収対策室のような専門的部署を組織するのが有用であると考えられる。

一元的管理におけるメリットとデメリットとして、主要なものとして次のものが挙げられる。

(メリット)

- ・ 効率化 : 臨戸訪問等の納付折衝や財産調査等を複数の担当課が重複して行うという無駄を生じない。
- ・ ノウハウの蓄積 : 強制執行等の余り例のなかった分野のノウハウが専門部署に蓄積される。

(デメリット)

- ・ 新設部署の設置コスト : 人員確保、法整備、システム導入などのコストの発生が想定される。

イ 呉市において、現在、債権に関する訴えの提起や強制執行がほとんどなされていない状況に鑑みると、とりわけ「ノウハウの蓄積」のメリットは大きいものと考えられる。

仮に、訴えの提起を弁護士委任によって行おうとする場合であっても、確保すべき証拠の判断等をあらかじめ的確にできるようになるため、訴えの提起検討の段階に至ってから初めて必要となる証拠が確保されていないことが判明するなどの事態を防ぐことができる。

非強制徴収公債権および私債権の回収に関する専門的部署を組織するのが、債権管理の経済性・効率性・有効性を高める上で有益であると思料する。

なお、そのような部署を組織するに当たっては、強制徴収公債権との不適切な情報共有や取扱いの混同を避けるため、少なくとも収納課の属する財務部とは別の部に置くのが望ましい。

【意見 5】

非強制徴収公債権および私債権の回収に関する専門的部署を組織し、任意での回収が困難とみられる債権について担当課から移管し、一元的に管理する体制を整備することを検討することが望ましい。

5 情報共有体制の整備について

(1) 情報共有体制の状況

呉市において、強制徴収公債権については滞納債権のうち知識経験を要する案件については債権回収対策室への移管による一元的対応が行われており、複数の債権を管理する上での情報保有の一元化が可能となっている。

他方、非強制徴収公債権および私債権については、各担当課がそれぞれ納付折衝等を行い、それぞれの所管課が滞納者の情報を取得し保有している。

(2) 評価

ア 担当課間で滞納者の情報を共有することができれば、納付折衝や財産調査などの事務の重複を回避できるため、有益である。

ただし、情報共有可能な範囲について、少なくとも次の法令に違反しないかを慎重に検討する必要がある。

- ① 地方公務員法上の守秘義務（同法 34 条 1 項前段）
- ② 地方税法上の守秘義務（地税法 22 条）
- ③ 呉市個人情報保護条例

イ 呉市債権管理マニュアルにおいては、「強制徴収公債権では、調査権限に基づく広い情報収集が期待できるが、担当課間で情報共有をすることには課題があるため、他課から知り得た情報を活用しての債権回収は、現状では望ましくない」とされている。

ここにいう「情報共有をすることの課題」も上記①～③との関係を念頭においているものと考えられる。

この「課題」の解決方法（本人の同意取得および条例制定など）を慎重に吟味した上、各担当課間で滞納者に係る情報共有を行う仕組みを検討するのが望ましい。

【意見 6】

慎重を要するものの、非強制徴収公債権および私債権につき、各担当課間で滞納者に係る情報共有を行う仕組みを検討するのが望ましい。

6 民間の債権回収業者への委託について

(1) 委託の状況

自治令 158 条による民間の債権回収業者への委託（31 ページ）について、子育て支援課においては、令和 3 年 1 月の導入以降、一定の実績が蓄積されつつあるところと考えられる。また、福祉保健課においても令和 5 年から導入されることにより同様に実績が蓄積されていくものと考えられる。

(2) 評価

他の担当課においても、これらの実績を参考としつつ、費用対効果を勘案して委託の是非を検討することが望ましい。

【意見 7】

庁内での実績を踏まえつつ、滞納債権を有する担当課において、歳入の徴収または収納の委託（自治令 158 条）の検討をすることが望ましい。

第3 個別の債権の監査結果

個別の債権の監査結果の要旨は、次ページ以下のとおりである。

なお、項目名等について補足すると次のとおりである。

項目名	説明
通し番号	155種の債権ごとに、便宜的に包括外部監査人が付番した番号である。
課別番号	当該債権の所管課に、便宜的に包括外部監査人が付番した番号である。
枝番	担当課内の債権につき便宜的に包括外部監査人が付番した番号である。
担当課	当該債権を所管する課の名称を記載している。
所属職員数	令和3年4月1日時点における当該所管課の所属職員数を記載している。
市における債権の分類	市において当該債権につき、強制徴収公債権・非強制徴収公債権・私債権のいずれと認識して管理しているかを記載している。

通し 番号	課別 番号	枝 番	所管課	市における債権の名称	市における 債権の分類
			所属職員数		
1	1	1	総務課 9人	特別定額給付金遡及取消しによる過払分	私債権

債権の発生を認識して以後、迅速に督促を発送し、継続的に回収に向けた試みを実施しているといえる。

ただし、私債権であることから、遅延損害金の請求がなされるべきである。

また、財産調査を実施の上、履行延期の特約等必要な措置をとるべきである。

【指摘 4】

請求による履行遅滞を生じた後の期間に係る遅延損害金について請求すべきである。

【指摘 5】

支払困難な滞納者に対しては、財産調査を実施の上、滞納者の収入・資産等の資料を取得するよう努力すべきである。資力がない場合には履行延期の特約（自治令 171 条の 6）等の措置をとり、資力がある場合または財産調査に非協力的な場合には、法的手続・民事執行の手続をとることを検討すべきである。費用対効果を考慮して法的手続によらず、分割納付誓約書の提出によって対応する場合には、遅延損害金の徴収が必要となる。

通し 番号	課別 番号	枝 番	所管課	市における債権の名称	市における 債権の分類
			所属職員数		
2	2	1	人事課 12人	安浦土地開発公社に係る損害賠償金	私債権

債務者は年金収入のみであり、担当者によるかつての調査でも換価可能な財産はなかったようである。

担当課は、債務者に対して書面にて親族状況等を照会する書面を送付しているが、回答がないままの状態である。

担当課は、この前提の下、現在では財産調査をすることなく、また、新たな納付計画書の提出を受けることもなく、毎月 1 万円の納付書を送付し、弁済を受けている。

現状において債務者の年齢を考慮すれば、再就職等の可能性は少ないものと考えられる。もっとも、かつての財産調査から相当期間が経過していること、債務者からかつて提出を受けた返済計画書の期間も経過していることからすれば、再度、財産調査を行い、この結果、引き続き 1 万円の分割弁済がやむを得ないものか否かの検討を行うべきである。

担当者は、債務者から支払われる弁済金を全て元金に充当する方法にて債権を管理している。この点、本債権には年 5%の遅延損害金が発生するため、本来は弁済金を遅延損害金へ先に充当すべきである。ただし、過去の遅延損害金について今更請求・充当す

ることは信義則等に違反する可能性がある。

【意見 8】

再度、費用対効果を考慮した可能な財産調査を実施の上、債務者の収入・資産等の資料を取得すべきである。その状況から月額 1 万円の分割弁済の妥当性を検討し、必要に応じて履行延期の特約等の措置をとるべきである。

【意見 9】

履行延期の特約をしないのであれば、今後生じる遅延損害金は徴収すべきである。

通し 番号	課別 番号	枝 番	所管課	市における債権の名称	市における 債権の分類
			所属職員数		
3	2	2	人事課	職員手当過年度戻入	非強制徴収公債権 (反対意見後述)
			12 人		

1 消滅時効について

本債権は、私債権か公債権について異なる見解が存する。

担当課は、給与および手当の支払請求権が公法上の権利であり、その債権関係から付随的に発生した過払いの給与等の不当利得返還請求権は公法上の債権であるとの見解を採用している。

この点、本債権と同様に職員手当戻入金について、名古屋地裁平成 23 年 11 月 20 日判決は、職員手当戻入金を民法上の不当利得返還請求権であると判断している。職員手当自体は、公務員の給与の一部として公的性質を有するとしても、本来支給すべきでなかった手当金が公的性質を有するものでないことからすれば、職員手当戻入金は民法上の不当利得返還請求権として私債権と評価すべきと思料する。このため、本債権の消滅時効期間は、消滅時効に関する新民法施行前の令和 2 年 3 月 31 日までに発生した債権は 10 年、令和 2 年 4 月 1 日以降に発生した債権は 5 年と考えるべきである。また、価値判断としても、市職員に対する給与過誤払いに対する債権について、徴収遅れにもかかわらず遅延損害金を徴収しないとの価値判断は妥当とは考えられない。

担当課としては、市に有利な解釈を採用し、民法改正前の令和 2 年 3 月 31 日までに発生した債権の時効期間は 10 年として債権管理を行うべきである。

2 分割納付の方法および遅延損害金について

担当課は、職員手当戻入金の債権額次第で、分割納付方法を採用している。

しかし、本債権を私債権と評価すれば、遅延損害金が発生するところ、担当課は、分割期間について、一切の遅延損害金を徴収していない。本債権が私債権であれば、過去分を含めて、適切な手続を経て債権放棄または徴収の対応をとるべきである。

また、本債権を私債権・非強制徴収公債権のいずれと評価するかにかかわらず、財産調査を実施した上、一括納付が可能である場合にはこれを原則とすべきである。

特に、非強制徴収公債権として扱う場合、遅延損害金の徴収もないまま単に期限の利益を与えているのと実質的に同じであり、直ちに納付した者との比較において公平性を損なう。さらに、債務者が職員または元職員であることから、市民からより厳しい目線で見られるものと考えられる。法律上の根拠に基づかずに実質的に期限の利益を与えているとの批判を受けないためにも、分割納付を認めるに当たって財産調査の実施を前提とする正規の履行延期の特約または処分を行うべきである。

3 債権管理について

本包括外部監査にあたって、債権管理台帳の一部を確認したところ、他の債権の状況を記載しているものがあつた（債権額、発生日、発生原因に誤記があつた。）。これは、簡易に記載するため、他の台帳からコピー&ペーストをした際、訂正のし忘れが原因であつた。担当課は、債権管理台帳とは別にエクセルにても債権管理を行つていたため、この誤記による誤処理を行っていないものの今後の誤処理を誘発する可能性があり、今後は慎重な債権管理台帳の記載が必要である。

また、市は、現役職員に対して納付書や督促状を發布しておらず、分割納付を認める場合も口頭でのやりとりに留めている。しかし、口頭でのやり取りについて、分割納付の額、遅延損害金の認識、時効更新時期について判然としないことも多い。無用な紛争を防止するためにも、債務者との間で書面作成をすべきである。

【意見 10】

職員手当過年度戻入につき、非強制徴収公債権として扱うべきか私債権として扱うべきかを精査した上、私債権として扱うべき場合にはこれにふさわしい時効管理および遅延損害金の請求をすべきである。

【指摘 6】

財産調査を実施の上、債務者の収入・資産等の資料を取得すべきである。真に資力がなければ履行延期の特約または処分をするべきである。資力のある場合または財産調査に非協力的な場合には、法的手続・民事執行の手続をとるべきである。

【意見 11】

債権管理台帳の記載に正確を期するべきである。

通し 番号	課別 番号	枝 番	所管課	市における債権の名称	市における 債権の分類
			所属職員数		
4	3	1	情報統計課 11人	有線放送施設使用料（豊浜）	私債権

未納者一覧表によると、各人別の未納額は 2,000 円から 57,000 円、古いものは平成 20 年度 3 月である。

現地担当者が対応しており、管理台帳において時効完成日が一見して明らかでなく、時効が近づいてきた際の対応などが定まっていない。この点について、10 年以上経過している債権については令和 5 年 3 月末の事業廃止後に放棄等の処理を考えているとのことである。

遅延損害金請求や財産調査による資料収集は行われていない。

【指摘 7】

既に消滅時効期間を経過したものを除き、滞納者に対しては、財産調査を実施の上、滞納者の収入・資産等の資料を取得すべきである。資力がなければ履行延期の特約（自治令 171 条の 6）をし、資力がある場合または財産調査に非協力的な場合には、法的手続・民事執行の手続をとることを検討すべきである。

【指摘 8】

本来、滞納債権については遅延損害金を徴収すべきである。

なお、既に長期間にわたり請求されていない過去の遅延損害金について、今更請求することが信義則等に違反することになる可能性を考慮し、取扱いを慎重に検討すべきである。

通し 番号	課別 番号	枝 番	所管課	市における債権の名称	市における 債権の分類
			所属職員数		
5	3	2	情報統計課	有線放送施設使用料（豊）	私債権
			11 人		

担当課へのヒアリングによると、令和 4 年 3 月時点における未納者のうち 6 名については現地担当者のヒアリングなどから回収見込みがあり、残りの 1 名については平成 20 年度 7 月から平成 22 年度 3 月までに生じた利用料金（合計 180,000 円）であり当時から揉めた案件である、とのことであった。

管理台帳において時効完成日が一見して明らかでなく、時効が近づいてきた際の対応などが定まっていないが、この点について、最終月からも 10 年以上経過しているため令和 5 年 3 月末の事業廃止後に放棄等の処理を考えているとのことである。

遅延損害金請求や財産調査による資料収集は行われていない。

【指摘 9】

既に消滅時効期間を経過したものを除き、滞納者に対しては、財産調査を実施の上、滞納者の収入・資産等の資料を取得すべきである。資力がなければ履行延期の特約（自治令 171 条の 6）をし、資力がある場合または財産調査に非協力的な場合には、法的手続・民事執行の手続をとることを検討すべきである。

【指摘 10】

本来、滞納債権については遅延損害金を徴収すべきである。

なお、既に長期間にわたり請求されていない過去の遅延損害金について、今更請求することが信義則等に違反することになる可能性を考慮し、取扱いを慎重に検討すべきである。

通し 番号	課別 番号	枝 番	所管課	市における債権の名称	市における 債権の分類
			所属職員数		
6	4	1	管財課	貸家料	私債権
			16人		

平成 21 年度までに生じた滞納貸付料 60 万円につき、履行延期の特約のなされないまま、消滅時効期間を経過している。

生活困窮者に対する債権であり、回収の困難性、生活保護費の趣旨などに照らして、徴収を控えるという判断自体は相当と考えられる。

ただし、本来は平成 21 年度ないしこれに近い時期において履行延期の特約をし、10 年経過時に免除（自治令 171 条の 7）するのがあるべき姿であったというべきである。

【意見 12】

時効期間を経過した債権があるところ、時効期間経過による債権消滅は、債権管理において本来あるべき姿ではない。生活保護受給中であることを理由として徴収を控えるということであったのなら、本来は、履行延期の特約を行い、その後 10 年の経過後に状況に変化がないのであれば免除を行うという手続をとるべきであった。

【意見 13】

滞納債権に関し、回収の見込みがないまま長期間にわたって残存させておくのは無意味な管理負担となり、効率的な債権管理とはいえない。滞納者が時効の援用をしない特別の理由があるのでなければ呉市私債権管理条例による放棄を検討すべきである。

通し 番号	課別 番号	枝 番	所管課	市における債権の名称	市における 債権の分類
			所属職員数		
7	4	2	管財課	貸地料	私債権
			16人		

担当課は、滞納債権に関し、生活困窮者が多いことから回収の困難性等に照らして、徴収を控えるという判断をしている。この点、その判断が恣意的との非難を受けることのないよう、収入・資力等の資料を確保するよう努力すべきである。その上で履行延期の特約を行い、正規に遅延損害金が生じないようにしておくべきである。

財産調査の結果、資力があるにもかかわらず滞納がみられるような場合は、立ち退き請求を実行することで土地の返却や有効活用の検討を行うことも必要となる。

【指摘 11】

本来、滞納債権については遅延損害金を徴収すべきである。

なお、既に長期間にわたり請求されていない過去の遅延損害金について、今更請求することが信義則等に違反することになる可能性を考慮し、取扱いを慎重に検討すべきである。

【意見 14】

滞納者に対しては、財産調査を実施の上、滞納者の収入・資産等の資料を取得すべきである。資力がなければ履行延期の特約（自治令 171 条の 6）をし、資力がある場合または財産調査に非協力的な場合には、法的手続・民事執行の手続をとることを検討すべきである。

費用対効果を考慮して法的手続によらず、分割納付誓約書の提出によって対応する場合には、遅延損害金の徴収が必要となる。

【意見 15】

時効期間を経過した債権があるところ、時効期間経過による債権消滅は、債権管理において本来あるべき姿ではない。生活困窮を理由として徴収を控えるということであったのなら、本来は、履行延期の特約を行い、その後 10 年の経過後に状況に変化がないのであれば免除を行うという手続をとるべきであった。

【意見 16】

滞納債権に関し、回収の見込みがないまま長期間にわたって残存させておくのは無意味な管理負担となり、効率的な債権管理とはいえない。滞納者が時効の援用をしない特別の理由があるのでなければ呉市私債権管理条例による放棄を検討すべきである。

通し 番号	課別 番号	枝 番	所管課	市における債権の名称	市における 債権の分類
			所属職員数		
24	6	7	市民窓口課	アウトソーシングに係る レジ保守管理費相当分	私債権
			26 人		

呉市の収納事務委託業者に対する債権であり、現在まで滞納債権は発生していない。このため、債権管理台帳がなくとも、市民窓口課での債権管理に実際の問題は発生していない。

しかし、本債権は、市民窓口課が管理する手数料債権と異なり、同時履行的に債権弁済がなされるものではないため、本来、債権管理を厳密に行うべきものである。また、呉市私債権管理条例 5 条は、私債権の適正な管理のため台帳を整備しなければならない

旨を規定している。このため、本保守管理費の請求権も債権管理台帳を作成し、適切に債権管理すべきである。

【意見 17】

債権管理台帳が作成されていない。従前から委託業者の滞納がなかったため実質的な問題が出ているわけではないものの、条例で求められている債権管理台帳を作成すべきである。

通し 番号	課別 番号	枝 番	所管課	市における債権の名称	市における 債権の分類
			所属職員数		
25	7	1	人権・男女共同参画課	世帯更生資金貸付	私債権
			5人		

現在債務が残存している債務者については、当初から生活困窮者も多く、現在生活保護受給中の債務者もあるなど、その収支状況からすれば回収困難となることもやむを得ない部分があり、訪問を中心とした回収の試みを継続していることは評価できる。

しかしながら、当初契約から相当長期の期間が経過しており、半数近い契約者について相続が発生するなどしているところ、その場合の取扱いについて定型の対処が確立されていない。

また、生活困窮で回収困難との判断を行ったのであれば、履行延期の特約等（自治令 171 条の 6）などの措置や、時効中断（現民法における時効の完成猶予、更新）等の措置をとることが、継続的な債権管理として適切であると考えられるところ、これらの法的な対処が取られていない。

現在管理対象となっている債務には、債務者がすでに破産手続をとっており、免責決定が確定していると思われるものや、回収困難のまま消滅時効期間が経過しているものも多数見受けられる。

限りある人的資源のなかで効率的な債権回収業務を行うことを考慮した場合、適切な不納欠損処理を行って管理債権を整理し、いたずらに管理業務が拡大することを回避すべきである。

【意見 18】

消滅時効期間経過および破産免責済みの債権について、呉市私債権管理条例による放棄を検討すべきである。

【意見 19】

既に消滅時効期間を経過したものを除き、滞納者に対しては、財産調査を実施の上、滞納者の収入・資産等の資料を取得すべきである。資力がなければ履行延期の特約（自治令 171 条の 6）をし、資力がある場合または財産調査に非協力的な場合には、法的手続・民事執行の手続をとることを検討すべきである。

【指摘 12】

本来、滞納債権については遅延損害金を徴収すべきである。

なお、既に長期間にわたり請求されていない過去の遅延損害金について、今更請求することが信義則等に違反することになる可能性を考慮し、取扱いを慎重に検討すべきである。

通し 番号	課別 番号	枝 番	所管課	市における 債権の名称	市における 債権の分類
			所属職員数		
56	10	2	福祉保健課	災害援護資金償還金	私債権
			27人		

1 原則として滞納者から違約金を徴収すべきである。

災害弔慰金の支給等に関する法律施行令 9 条によれば、災害援護資金の貸付けを受けた者が支払期日に償還金または一時償還金を支払わなかったときは、原則として、延滞元利金額につき、年 5%の割合で、支払期日の翌日から支払当日までの日数により計算した違約金を徴収することとなり、例外的に支払期日に支払わないことにつき、「災害その他やむを得ない理由」があると認められるときは、違約金を徴収しないこともできる。

担当課は、災害援護資金償還金は、そもそも災害に起因する貸付金であり、貸付前に罹災証明書の提出を受けていることを理由に、口頭にて資力や返済意思の有無を確認するだけで、支払期日に支払ができなくても違約金が発生しないと考え、違約金を全く請求していなかった。担当課の理由であれば、本災害援護資金償還金に違約金が発生する事案はおおよそ存しないこととなる。この帰結は、上記施行令の予定するところではないであろう。

災害弔慰金の支給等に関する法律施行令 9 条が支払期日に償還金を支払わなかった場合に違約金を徴収することを原則としている以上、例外的に違約金を徴収しない「災害その他やむを得ない理由」の有無は厳格に判断すべきであり、口頭での資力確認および返済意思の確認のみで足りないのは明らかである。

担当課は、「災害に苦しんでいる市民に対する厳格な債権回収は妥当でない」旨を判断したものと考えられるが、そうあれば償還金の支払猶予や償還免除等の方法を採用すべきであった。

2 債務者が滞納した場合には連帯保証人に対して請求すべきである。

担当課は、債務者が支払期日に償還金を支払わなかった場合に速やかに連帯保証人への請求を行っていない。この状態は、債権回収に対する懈怠と評価せざるを得ない。

3 時効の管理を徹底すべきである。

担当課は、8 件の災害援護資金債権のうち、6 件の債権について、訴訟等を行うこと

もなく消滅時効期間を満了させている。この6件の中には、主債務者および連帯保証人の双方に訴訟を行っていれば債権回収できた債権もあったのではないかと考えられる。

【指摘 13】

原則として滞納者から違約金を徴収すべきであり、例外として徴収しないのであれば、「災害その他やむを得ない理由」の要件を厳格に調査・判断すべきである。

【指摘 14】

滞納を生じた場合には、連帯保証人に対して速やかに請求を行うべきである。

【意見 20】

時効期間を経過した債権があるところ、時効期間経過による債権消滅は、債権管理において本来あるべき姿ではない。生活困窮を理由として徴収を控えるということであったのなら、本来は、履行延期の特約を行い、その後10年の経過後に状況に変化がないのであれば免除を行うという手続をとるべきであった。

【意見 21】

滞納債権に関し、回収の見込みがないまま長期間にわたって残存させておくのは無意味な管理負担となり、効率的な債権管理とはいえない。滞納者が時効の援用をしない特別の理由があるのでなければ呉市私債権管理条例による放棄を検討すべきである。

【意見 22】

既に消滅時効期間を経過したものを除き、滞納者に対しては、財産調査を実施の上、滞納者の収入・資産等の資料を取得すべきである。資力がなければ履行延期の特約（自治令171条の6）等の措置を検討し、資力がある場合または財産調査に非協力的な場合には、法的手続・民事執行の手続をとることを検討すべきである。

通し 番号	課別 番号	枝 番	所管課	市における債権の名称	市における 債権の分類
			所属職員数		
57	10	3	福祉保健課	住宅整備資金償還金	私債権
			27人		

1 原則として滞納者から違約金を徴収すべきである。

要綱によれば、債務者が支払期日に償還金または一時償還金を支払わなかったときは、原則として、延滞元利金額につき、年10%の割合で、支払期日の翌日から支払日までの日数に応じ違約金を徴収することとなり、例外的に支払期日に支払わないことにつき、「災害その他やむを得ない理由」があると認められるときは、違約金を徴収しないこともできる。

担当課は、本貸付の対象が心身が万全とは言い難い高齢者・障害者の同居者等であ

ることを理由に、口頭にて資力や返済意思の有無を確認するだけで、支払期日に支払ができなくても違約金が発生しないと考え、従前、違約金を全く請求していなかった。しかし、担当課の理由は、ほぼ貸付け条件と同一である以上、これを理由とすれば、本住宅整備資金償還金に違約金が発生する事案は存在しないことになる。この帰結は要綱が予定するところではないのは明らかである。

要綱が支払期日に償還金を支払わなかった場合に違約金を徴収することを原則としている以上、例外的に違約金を徴収しない「災害その他やむを得ない理由」の有無は厳格に判断すべきであり、口頭での資力確認および返済意思の確認のみでは足りないのは明らかである。

担当課は、心身が万全とは言い難い高齢者・障害者の同居者等に対する厳格な債権回収は妥当でない旨を判断したものと考えられるが、そうあれば要綱に従い、償還金の支払猶予や償還方法の変更等の方法を採用すべきであった。

2 債務者が滞納した場合には連帯保証人に対して請求すべきである。

担当課は、債務者が支払期日に償還金を支払わなかった場合に速やかに連帯保証人への請求を行っていない。この状態は、債権回収に対する懈怠と評価せざるを得ない。

【指摘 15】

原則として滞納者から違約金を徴収すべきであり、例外として徴収しないのであれば、「災害その他やむを得ない理由」の要件を厳格に調査・判断すべきである。

【指摘 16】

滞納を生じた場合には、連帯保証人に対して速やかに請求を行うべきである。

【意見 23】

滞納者に対しては、財産調査を実施の上、滞納者の収入・資産等の資料を取得すべきである。資力がなければ履行延期の特約（自治令 171 条の 6）等の措置を検討し、資力がある場合または財産調査に非協力的な場合には、法的手続・民事執行の手続をとることを検討すべきである。

通し 番号	課別 番号	枝 番	所管課	市における債権の名称	市における 債権の分類
			所属職員数		
65	11	3	保険年金課	後期高齢者医療保険料	強制徴収公債権
			32人		

延滞金について、差押えおよび債権回収対策室扱いにならなければ特に徴収がされていない。

これは、後期高齢者医療保険料が制度開始当初（平成 20 年 4 月）から年金天引きによる徴収を基本としており、延滞金が生じることを想定していなかったため、管理システ

ムにおいて滞納状況や延滞金額を記録する設定となっておらず、実務上もこれを計算できていないことが要因である。

したがって、そもそも滞納額が多額になるおそれは低くそれに伴う延滞金についても僅少と考えられるが、今後は法に準拠し延滞金の計算および徴収を行うべきである。

【指摘 17】

延滞金の計算および徴収を行うべきである。

通し 番号	課別 番号	枝 番	所管課	市における債権の名称	市における 債権の分類
			所属職員数		
66	11	4	保険年金課	返納金	非強制徴収公債権
			32人		

【指摘 18】

滞納者に対しては、財産調査を実施の上、滞納者の収入・資産等の資料を取得するよう努力すべきである。資力がない場合には履行延期の特約（自治令 171 条の 6）等の措置をとり、資力がある場合または財産調査に非協力的な場合には、法的手続・民事執行の手続をとることを検討すべきである。

通し 番号	課別 番号	枝 番	所管課	市における債権の名称	市における 債権の分類
			所属職員数		
68	12	1	介護保険課	介護保険料	強制徴収公債権
			20人		

【指摘 19】

分割納付誓約書の提出なく口頭約束のみで分割納付が行われているものについては、時効更新等の証拠を確保する観点から、分納誓約書等の書面提出を受けるべきである。

【指摘 20】

延滞金について、債権回収対策室に移管されなければ徴収がされていない。これは、介護保険料が制度開始当初（平成 12 年 4 月）から年金天引きによる徴収を基本としており、延滞金が生じることを想定していなかったため、管理システムにおいて滞納状況や延滞金額を記録する設定となっておらず、実務上もこれを計算できていないことが要因である。

そもそも滞納額が多額になるおそれは低くそれに伴う延滞金についても僅少と考えられるが、法に準拠し延滞金の計算および徴収を行うべきである。

通し 番号	課別 番号	枝 番	所管課	市における債権の名称	市における 債権の分類
			所属職員数		
70	13	1	高齢者支援課	高齢者保護入所措置費	非強制徴収公債権
			15人		

本人の資力に応じた負担となることに加え、入所先や社会福祉協議会等の助力を得て弁済されることから、現状の問題性は低いものの、今後新たな滞納者が生じた場合には財産調査の記録を残し、履行延期の処分を行うのが望ましい。

【意見 24】

今後、滞納を生じた場合、財産調査を実施の上、要件を満たす場合に履行延期の処分（自治令 171 条の 6）の措置をとるのが望ましい。

通し 番号	課別 番号	枝 番	所管課	市における債権の名称	市における 債権の分類
			所属職員数		
71	13	2	高齢者支援課	シルバーハウジング入所者負担金	私債権
			15人		

遅延損害金請求や財産調査による資料収集は行われていない。

私債権であるため、本来、滞納債権については遅延損害金を徴収すべきである。

しかし、従前に存在した滞納債権に関し、債権者債務者双方が完納したと認識しているにもかかわらず、今更にその遅延損害金を請求することは信義則等の関係で問題がないとはいえない。

今後滞納が発生した場合については、遅延損害金を請求すべきである。

【意見 25】

今後、滞納を生じた場合、財産調査を実施の上、要件を満たす場合に履行延期の処分（自治令 171 条の 6）の措置をとるのが望ましい。

【意見 26】

今後、滞納を生じた場合、遅延損害金を請求すべきである。

通し 番号	課別 番号	枝 番	所管課	市における債権の名称	市における 債権の分類
			所属職員数		
72	14	1	病院事業課	診療等未収金	私債権
			4人		

滞納分として計上されている金額の大部分は、月末締めという性質から年度末をまた

いだ請求金であり、そのほとんどが通常どおり回収できている。

もつとも、滞納が生じた債権の管理に関しては、催告書の送付等は実施しているものの、それを経てなお滞納が継続している債権は、生活困窮で回収困難なものが多いと担当課において推測しているが、財産調査による客観的資料収集は実施されていない。

【指摘 21】

支払困難な滞納者に対しては、財産調査を実施の上、滞納者の収入・資産等の資料を取得するよう努力すべきである。資力がない場合には履行延期の特約（自治令 171 条の 6）等の措置をとり、資力がある場合または財産調査に非協力的な場合には、法的手続・民事執行の手続をとることを検討すべきである。費用対効果を考慮して法的手続によらず、分割納付誓約書の提出によって対応する場合には、遅延損害金の徴収が必要となる。

【指摘 22】

本来、滞納債権については遅延損害金を徴収すべきである。

なお、既に長期間にわたり請求されていない過去の遅延損害金について、今更請求することが信義則等に違反することになる可能性を考慮し、取扱いを慎重に検討すべきである。

【意見 27】

時効期間を経過した債権があると見られるところ、時効期間経過による債権消滅は、債権管理において本来あるべき姿ではない。生活保護受給中であることを理由として徴収を控えるということであったのなら、本来は、履行延期の特約を行い、その後 10 年の経過後に状況に変化がないのであれば免除を行うという手続をとるべきであった。

【意見 28】

滞納債権に関し、回収の見込みがないまま長期間にわたって残存させておくのは無意味な管理負担となり、効率的な債権管理とはいえない。滞納者が時効の援用をしない特別の理由があるのでなければ呉市私債権管理条例による放棄を検討すべきである。

通し 番号	課別 番号	枝 番	所管課	市における債権の名称	市における 債権の分類
			所属職員数		
73	15	1	生活支援課	現年度戻入金	非強制徴収公債権
			49 人		

現年度戻入金は、生活保護受給者から回収すべき債権であるところ、約 80% 程度の回収率は高い回収率と評価できる。

しかし、担当課は、債務者に対し、債務者に督促状を送付後、支払をしない者に対し、面談や財産調査をしていない。特に生活保護を廃止した者に対しては、生活保護法 29 条に基づく財産調査等をすることはなく、改めて財産調査を行っていない。

現年度戻入金は、世帯収入の増加等によって扶助額が変更となる場合もあるところ、担当課は債務者に対して改めて財産調査を行うべきである。そして、債権回収可能な財産がある場合や債務者が誠意ある対応を取らない場合には、その債権による費用対効果をも考慮の上で訴訟等の法的手続も視野に入れた対応をすべきである。

一方、本債権の債務者には生活保護受給中の者や生活保護を廃止された者であっても債務弁済の余裕のない者も多数存すると考えられる。しかし、担当課は、債務者からの申出によって事実上の分割弁済を認める対応をとっており、徴収停止ないし履行延期の処分を行っていない。担当課は、債務者の財産調査の上で、債務者の生活維持・自立支援のために債権回収をすべきでないとは判断した場合には、積極的に徴収停止ないし履行延期の処分を行い、債権回収を行わないための措置をすべきである。

【意見 29】

支払困難な滞納者に対しては、財産調査を実施の上、滞納者の収入・資産等の資料を取得するよう努力すべきである。資力がない場合には履行延期の特約（自治令 171 条の 6）等の措置をとり、資力がある場合または財産調査に非協力的な場合には、法的手続・民事執行の手続をとることを検討すべきである。

通し 番号	課別 番号	枝 番	所管課	市における 債権の名称	市における 債権の分類
			所属職員数		
74	15	2	生活支援課	過年度戻入金	非強制徴収公債権
			49 人		

過年度戻入金の回収率は 10%程度と低い。担当課によれば、この理由は過年度戻入金債務者の約 8 割が生活保護廃止決定を受けた者であり、生活保護費からの相殺での回収が困難であること、および生活保護廃止の理由が、死亡、勾留および市外転出であり、徴収が容易でない点にあるとのことである。

しかし、生活支援課は、生活保護支給を廃止した場合には債務者の財産調査を行っておらず、結果として債務者の約 8 割の債務者の財産調査を行っていない。また債権回収のために訴訟などの法的手続も全く行っていない。担当課によれば、この理由は、件数の多さに対する職員の不足が原因とのことである。

過年度戻入金債権は、世帯収入の増加等によって扶助額が変更になった場合もあると考えられるところ、債権者として債権回収のために債務者の資産状況および収入状況を積極的に把握すべきである。また債権回収可能な財産がある場合や債務者が誠意ある対応を取らない場合には、その債権による費用対効果をも考慮の上で訴訟等の法的措置も視野に入れた対応をすべきである。

一方、本債権の債務者には生活保護受給中の者や生活保護を廃止された者であっても債務弁済の余裕のない者も多数存すると考えられる。担当課は、債務者からの申出によって事実上の分割弁済を認める対応をとっているものの、徴収停止および履行延期の特約等の処分を全く行っていない。担当課は、債務者の財産調査の上で、債務者の生活維

持・自立支援のために債権回収をすべきでないとは判断した場合には、積極的に徴収停止または履行延期の特約等の処分を行い、債権回収を行わないための処分をすべきである。

【意見 30】

担当課は、生活保護が廃止された債務者に対し、財産調査を行っていない。しかし、適切な債権回収のためには債務者に対する財産調査は不可欠である。生活保護廃止の理由が、逮捕・勾留の場合に調査が困難であるのはやむを得ないとしても、その他の場合には債務者の財産調査を適切に行うべきである。

通し 番号	課別 番号	枝 番	所管課	市における債権の名称	市における 債権の分類
			所属職員数		
75	15	3	生活支援課	生活保護返還金	強制徴収公債権 非強制徴収公債権
			49人		

債権回収率は、現年度分においては約 85%程度の高い回収率となっているが、過年度に発生した生活保護費返還債権は 10%に満たない回収率となっている。担当課によれば、この理由は、生活保護制度が福祉施策である以上、回収率の向上よりも被保護者や無資力者の生活維持や自立支援を優先した対応（少額分割、年金月払等）を取らざるを得ないためとのことである。

たしかに、担当課の指摘のとおり債務者の生活維持・自立支援を優先した債権回収を心がけるべきである。その趣旨に従って担当課は分割納付を認めている。しかし、この分割納付の割合は、滞納繰越額の 10%程度にすぎず、十分に趣旨を達成できているとは言い難い。

担当課は、債務者の財産調査の上で、債務者の生活維持・自立支援のために債権回収をすべきでないとは判断した場合には、積極的に徴収猶予、滞納処分の執行停止等の措置を行い、適切に債権回収を行わないための処分をすべきである。しかし、担当課は、これらの処分を行っていない。

また、担当課は、生活保護受給中の債務者に対して生活保護法 29 条に基づく財産調査を行っているものの、生活保護支給を廃止した場合には債務者の財産調査を行っていない。このため、債権者として十分な対応をしているものとは評価できない。

【意見 31】

生活保護法 63 条に基づく生活保護費返還債権は、法改正によって平成 30 年 10 月 1 日以降に支給された生活保護費については、原則として強制徴収公債権となる。このため、法律上履行延期の処分（自治令 171 条の 6 第 1 項）をなし得ない。担当課は、法改正前と同様の書式を利用しており、一見、履行延期の処分と見えるような書式を採用していることについて、強制徴収公債権となる債権に対しては取扱いを是正するのが望ましい。

【意見 32】

担当課は、生活保護費の支給を廃止した債務者に対して改めて財産調査を行っていない。債務者は、従前、生活保護費を受給していた者であり、債権回収が可能な事例は少数であると想定されるものの、収入増加によって生活保護費の支給が廃止された場合等においては債権回収の可能性もある以上、費用対効果を考慮しながら可能な限り債務者からの財産調査を行い、その上で債権回収の是非を検討すべきである。

通し 番号	課別 番号	枝 番	所管課	市における債権の名称	市における 債権の分類
			所属職員数		
76	15	4	生活支援課	生活保護徴収金	強制徴収公債権
			49人		

平成29年度ないし令和3年度における債権回収率は、現年度分の回収率が平均13.2%、滞納繰越分の回収率が平均8.2%と極めて低い。

回収率の低さの原因の一つは、本債権の性質上、低所得者が債務者となっていることが大多数であるところ、担当課としては回収率の向上よりも被保護者や無資力者の生活維持や自立支援を優先した対応を取らざるを得ないためと考えられる。

【意見 33】

生活保護受給中の債務者に対して生活保護法29条に基づく財産調査を行っているものの、生活保護支給を廃止した場合には債務者の財産調査を改めて行っていない。

債務者の生活維持・自立支援を優先した債権回収を心がけるべきであるが、そうであるとしても、滞納後、費用対効果を考慮した財産調査を改めて行った上で、徴収猶予、滞納処分の執行停止等の措置を行い、債権回収を行わないことを正当化する処分を適切になすべきである。

通し 番号	課別 番号	枝 番	所管課	市における債権の名称	市における 債権の分類
			所属職員数		
77	16	1	子育て支援課	母子父子寡婦福祉資金貸付金	私債権
			22人		

滞納が継続している債務者に対しては、催促書の送付を継続実施するとともに、一定の滞納期間継続した案件については、公募入札を経た上で外部の法律事務所に委託されている。

これにより、滞納分の債権管理業務の負担が軽減され、他方、法律事務所による回収業務によって相当程度の滞納分が回収されるなど、適切な債権管理、回収業務に向けた試みが実施されているといえる。

【指摘 23】

原則として滞納者から違約金を徴収すべきであり、例外として徴収しないのであれば、

当該支払期日に支払わないことに関する「災害その他やむを得ない理由」の存在を厳格に調査・判断すべきである。

【意見 34】

滞納者に対しては、財産調査を実施の上、滞納者の収入・資産等の資料を取得するよう努力すべきである。資力がない場合には履行延期の特約（自治令 171 条の 6）等の措置をとるべきである。資力がある場合または財産調査に非協力的な場合には、法的手続・民事執行の手続をとることを検討すべきである。費用対効果を考慮して委託や法的手続によらず、分割納付誓約書の提出によって対応する場合には、「災害その他やむを得ない理由」のない限り、違約金の徴収が必要となる。

通し 番号	課別 番号	枝 番	所管課	市における債権の名称	市における 債権の分類
			所属職員数		
78	16	2	子育て支援課	母子父子寡婦福祉資金貸付金 雑入 (資格喪失分)	私債権
			22 人		

滞納債権の抽出、および、これに対する督促状の送付などがシステムにて一括管理されている。

これらの債権に関し、適切な財産調査を実施した上で、生活困窮等で回収が困難なものについては、履行延期の特約等（自治令 171 条の 6）などの措置や時効中断（現民法における時効の完成猶予、更新）等の措置をとることが、継続的な債権管理として望ましいと考えられる。

【指摘 24】

原則として滞納者から違約金を徴収すべきであり、例外として徴収しないのであれば、当該支払期日に支払わないことに関する「災害その他やむを得ない理由」の存在を厳格に調査・判断すべきである。

ただし、過去の違約金について今更請求することは信義則等に違反する可能性を考慮し、取扱いを慎重に検討すべきである。

【意見 35】

滞納者に対しては、財産調査を実施の上、滞納者の収入・資産等の資料を取得するよう努力すべきである。資力がない場合には履行延期の特約（自治令 171 条の 6）等の措置をとるべきである。資力がある場合または財産調査に非協力的な場合には、法的手続・民事執行の手続をとることを検討すべきである。費用対効果を考慮して法的手続によらず、分割納付誓約書の提出によって対応する場合には、「災害その他やむを得ない理由」のない限り、違約金の徴収が必要となる。

通し 番号	課別 番号	枝 番	所管課	市における債権の名称	市における 債権の分類
			所属職員数		
79	16	3	子育て支援課	放課後児童会保護者分担金	非強制徴収公債権
			22人		

滞納債権の抽出、および、これに対する督促状の送付などがシステムにて一括管理されている。

たしかに、これらの債権に関し、適切な財産調査を実施した上で、生活困窮等で回収が困難なものについては、履行延期の処分（自治令 171 条の 6）などの措置や、時効更新等の措置をとることが、継続的な債権管理として望ましいとも考えられる。

【指摘 25】

滞納者に対しては、財産調査を実施の上、滞納者の収入・資産等の資料を取得するよう努力すべきである。資力がない場合には履行延期の処分（自治令 171 条の 6）等の措置をとり、資力がある場合または財産調査に非協力的な場合には、法的手続・民事執行の手続をとることを検討すべきである。

通し 番号	課別 番号	枝 番	所管課	市における債権の名称	市における 債権の分類
			所属職員数		
80	16	4	子育て支援課	児童扶養手当等資格喪失分	非強制徴収公債権
			22人		

滞納債権の抽出、および、これに対する督促状の送付などがシステムにて一括管理されている。

これらの債権に関し、適切な財産調査を実施した上で、生活困窮等で回収が困難なものについては、履行延期の特約または処分（自治令 171 条の 6）等の措置や、時効中断（現民法における時効の完成猶予、更新）等の措置をとることが、継続的な債権管理として望ましいと考えられる。

【指摘 26】

支払困難な滞納者に対しては、財産調査を実施の上、滞納者の収入・資産等の資料を取得するよう努力すべきである。資力がない場合には履行延期の特約（自治令 171 条の 6）等の措置をとり、資力がある場合または財産調査に非協力的な場合には、法的手続・民事執行の手続をとることを検討すべきである。費用対効果を考慮して法的手続によらず、分割納付誓約書の提出によって対応する場合には、遅延損害金の徴収が必要となる。

通し 番号	課別 番号	枝 番	所管課	市における債権の名称	市における 債権の分類
			所属職員数		
81	16	5	子育て支援課	子育て世帯臨時特例給付金返還金	私債権
			22人		

債権の発生を認識して以後、迅速に返納要請、納付書の発送などを実施し、継続的に回収に向けた試みを実施している。

ただ、仮に今後も滞納状況が継続するようであれば、債務者の生活環境や収支状況を確認した上で回収可能性等を検討し、これに応じて履行延期の特約等（自治令 171 条の 6）などの措置をとることや、または訴訟手続、差押手続などをとることが、今後のより適切な債権管理には必要と考えられる。

【指摘 27】

請求による履行遅滞を生じた後の期間に係る遅延損害金について請求すべきである。なお、既に長期間にわたり請求されていない過去の遅延損害金について今更請求することは信義則等に違反する可能性を考慮し、取扱いを慎重に検討すべきである。

【指摘 28】

滞納者に対しては、財産調査を実施の上、滞納者の収入・資産等の資料を取得するよう努力すべきである。資力がない場合には履行延期の特約（自治令 171 条の 6）等の措置をとり、資力がある場合または財産調査に非協力的な場合には、法的手続・民事執行の手続をとることを検討すべきである。費用対効果を考慮して法的手続によらず、分割納付誓約書の提出によって対応する場合には、遅延損害金の徴収が必要となる。

通し 番号	課別 番号	枝 番	所管課	市における債権の名称	市における 債権の分類
			所属職員数		
83	17	2	子育て施設課	副食費	私債権
			83 人		

債権の発生を認識して以後、迅速に督促を発送し、継続的に回収に向けた試みを実施している。

ただ、令和 3 年度から発生することとなった本債権に関し、公債権として扱うか、私債権として扱うかについてまだ明確な確定ができていないためか、督促状の記載事項や督促後の流れ、時効管理などに関して、債権の性質に応じた取扱いの統一に不十分な点も見受けられる。

今後の債権回収業務において混乱を生じさせないためには、現段階で債権の性質およびこれに基づく取扱いの適法性を確認しておくことが有益と考えられる。

【意見 36】

債権の性質およびこれに基づく取扱いの方法を確認しておくことが望ましい。私債権として扱う場合はこれにふさわしい時効管理および遅延損害金の請求をすべきである。

【指摘 29】

滞納者に対しては、財産調査を実施の上、滞納者の収入・資産等の資料を取得するよう努力すべきである。資力がない場合には履行延期の特約（自治令 171 条の 6）等の措置をとり、資力がある場合または財産調査に非協力的な場合には、法的手続・民事執行の手続をとることを検討すべきである。

私債権として扱う場合において、費用対効果を考慮して法的手続によらず、分割納付誓約書の提出によって対応するときには、遅延損害金の徴収が必要となる。

通し 番号	課別 番号	枝 番	所管課	市における債権の名称	市における 債権の分類
			所属職員数		
90	18	7	環境政策課	ごみ処理手数料	私債権
			23 人		

ごみ処理手数料の滞納債権は、専ら経営不振にて店舗経営を終了した債務者に対するものである。

担当課は、滞納債権の回収のため、債務者等との交渉の上で、債権回収の目途を立てている。

滞納債権回収が順調に行かない理由は、債務者に十分な資力がないことが理由であり、債務者の生活維持を考慮すれば、やむを得ないようにも感じられる。もともと、担当課は、専ら債務者からのヒアリングにて分割納付等を認めている状況であり、預貯金通帳や収入状況を示す資料を確認していない。担当課としては、分割納付を認めるとしても、それを認める根拠となる資産・収入資料を十分に確認の上で行うべきである。

【指摘 30】

本来、滞納債権については遅延損害金を徴収すべきである。

なお、既に長期間にわたり請求されていない過去の遅延損害金について、今更請求することが信義則等に違反することになる可能性を考慮し、取扱いを慎重に検討すべきである。

【意見 37】

滞納者に対しては、財産調査を実施の上、滞納者の収入・資産等の資料を取得するよう努力すべきである。資力がない場合には履行延期の特約（自治令 171 条の 6）等の措置をとり、資力がある場合または財産調査に非協力的な場合には、法的手続・民事執行の手続をとることを検討すべきである。費用対効果を考慮して法的手続によらず、分割納付誓約書の提出によって対応する場合には、遅延損害金の徴収が必要となる。

通し 番号	課別 番号	枝 番	所管課	市における債権の名称	市における 債権の分類
			所属職員数		
109	19	11	環境施設課	地域下水道使用料 (竹田浜)	非強制徴収公債権
			17 人		

担当課は、各滞納債務者に督促状を送付した上で、支払がなければ債務者宅の訪問または電話でのヒアリングを行っている。

担当課は、滞納者も弁済意欲がないわけではなく、余裕ができれば滞納分を一括にて支払う等の支払実績があることもあり、法的手続等を行うことまで検討していない。また、滞納者の資力・収入調査も十分に行っていない。

従前の弁済実績を債権回収に当たって考慮することは重要であるものの、担当課としては滞納者に対しては滞納を認めるだけ理由（資力不足等）があるかを確認することが滞納のない弁済者との関係上重要である。担当課としては、滞納者に対しては少なくとも履行延期の特約を認めるだけの調査をすべきである。

【意見 38】

滞納者に対しては、財産調査を実施の上、滞納者の収入・資産等の資料を取得するよう努力すべきである。資力がない場合には履行延期の特約等（自治令 171 条の 6）の措置を取り、資力がある場合または財産調査に非協力的な場合には、法的手続・民事執行の手続をとることを検討すべきである。

通し 番号	課別 番号	枝 番	所管課	市における債権の名称	市における 債権の分類
			所属職員数		
121	22	2	港湾漁港課	港湾施設使用料 (特別会計)	強制徴収公債権
			20 人		

担当者へのヒアリングによると、滞留債権が分納となった経緯は、当時の担当者が口頭での納付折衝を行ったことによるものとのことである。そのため、合意書等の書面は保管されておらず、合意年月も不明である。書面として保管されている港湾使用料納付・処理状況（収入未収分）や聴取表を閲覧する限りでは平成 14 年から 15 年にかけて合意されたものと推測される。

強制徴収公債権となる根拠は自治法附則 6 条となり、この場合の消滅時効期間は 5 年（援用不要）であるが、この点については当初から債務者が支払うとの発言を聴取表に記録しており、また、実際の納付があることから債務の承認がなされており時効が更新されている。

【指摘 31】

港湾使用料納付・処理状況（収入未済分）によると、最初の納付は平成 23 年 8 月となっており、相当長期間に分納となっている。経緯を含め管理状況を正確に把握するために、文書等の記録を残しながら管理する必要があると考えられる。特に、分割納付については、文書で誓約書の提出を受けるべきである。

【指摘 32】

滞納債権に関する延滞金を計算・徴収すべきである。

通し 番号	課別 番号	枝 番	所管課	市における債権の名称	市における 債権の分類
			所属職員数		
123	22	4	港湾漁港課	電気使用料 (一般会計)	私債権
			20人		

滞納繰越しとなったものも回収されており、大きな懸念点はないといえる。
ただし、ごく少額になると思われるが、遅延損害金は発生していることになる。

【意見 39】

少額になると予想されるが、不徴収の法的根拠がない限り遅延損害金は計算・徴収すべきである。

通し 番号	課別 番号	枝 番	所管課	市における債権の名称	市における 債権の分類
			所属職員数		
129	25	1	建築指導課	危険空き家の緊急安全措置業務委託費	私債権
			12人		

本債権の管理・回収業務の内容について、債権の性質、発生日、督促の性質、相続による承継債務額の具体的計算など、必要な前提事実関係の認定および法的取扱いの把握などに関し、一つ一つ十分な確認がなされているとは言い難い様子が見受けられた。

もっとも、債権管理台帳の作成および経過の記録を見るに、債権回収に向けた取組自体は一定程度なされており、前記不十分な点による大きな損害は実質的に生じているとはいえない。

今後、適切な債権管理、回収業務に向けて、適切に前提事実や法的取扱いを確認することが期待される。

なお、遅延損害金請求や財産調査による資料収集は行われていない。

【意見 40】

適切な債権管理、回収業務に向けて、適切に前提事実や法的取扱いを確認することが期待される。

【指摘 33】

遅延損害金について請求すべきである。

【指摘 34】

滞納者に対しては、財産調査を実施の上、滞納者の収入・資産等の資料を取得するよう努力すべきである。資力がない場合には履行延期の特約（自治令 171 条の 6）等の措

置をとり、資力がある場合または財産調査に非協力的な場合には、法的手続・民事執行の手続をとることを検討すべきである。費用対効果を考慮して法的手続によらず、分割納付誓約書の提出によって対応する場合には、遅延損害金の徴収が必要となる。

通し 番号	課別 番号	枝 番	所管課	市における債権の名称	市における 債権の分類
			所属職員数		
130	26	1	住宅政策課	住宅使用料	非強制徴収公債権 (反対意見後述)
			10人		

1 債権の性質

担当課は、市営住宅の住宅使用料を非強制徴収公債権と評価し、債権管理を行っている。

この点、市営住宅賃料債権が非強制徴収公債権か私債権かについては必ずしも明らかではない。ただ、最高裁昭和 59 年 12 月 13 日判決は、「公営住宅の使用関係については、公営住宅法及びこれに基づく条例が特別法として民法及び借家法に優先して適用されるが、法及び条例に特別の定めがない限り、原則として一般法である民法及び借家法の適用があり」と判示している。この判決からすれば、市営住宅賃料債権も、原則として一般法である民法及び借地借家法の適用があると評価すべきであり、公債権と評価すべき特別の法令および条例がない現状では私債権として評価すべきと思料する。なお、市営住宅賃料債権を私債権と評価した場合、時効期間は 5 年間となり（時効期間は公債権と評価しても同じ 5 年である。）、入居者による時効援用をまっけて賃料債権が消滅することとなる。また私債権と評価した場合、期限までの支払がなければ遅延損害金が発生する。

呉市においても、市営住宅賃料債権について、私債権として評価すべきである。

2 滞納債権の回収

(1) 問題点

住宅使用料は、現年度の収納率に比し、過年度の収納率が著しく低い。また過年度滞納繰越額は、平成 30 年以降、徐々に上昇している状況である。滞納者は、担当課によると、怠慢による滞納者を除けば、失業中の者、多重債務者、母子世帯の低所得者、年金収入のみの高齢単身者の入居者が多いとのことである。

市営住宅は低所得者を対象としている住宅であり、滞納が生じることもあり得るものであることから、担当課は、いかなる理由に基づいた滞納であるかを十分に把握した上で債権回収を図るべきである。この点、担当者は、滞納理由についてヒアリングのみを行い、資料確認等を行っていない。また弁済計画についても、債務者からの提案を受け入れて対応することが多く、担当課の十分な検討の上で立案されたものと考えられない。

(2) 調査の必要性および分割納付誓約書について

呉市住宅使用料滞納整理事務マニュアル（平成23年3月 呉市都市部住宅課）4ページには、滞納者からの分割納付の申出があった場合について、分割納付が「当該滞納家賃の収納事務上有利であると認められるとき」に、「分割納付の納期限及び分割納付額が、滞納者等の収入等の生活状況からみて適当であり、確実に履行されるものである場合」である等の点に留意し、分割納付を認めると記載されている。このマニュアルは、履行延期の特約を行うことまで求めていないものの、担当課にて収入および資産を調査し、その上で分割納付額および納期限を定めることを定めており、担当課に実質的に履行延期の特約と同程度の調査および判断を要求している。

しかし、担当課は、毎年度実施される賃借人からの収入申告において収入状況を把握しているものの、滞納者からの申出により分割納付を認める際に預貯金の有無等の資産調査を行っていない。そして、この結果、分割納付誓約書に基づく納付率は27%程度となっている。担当課は、分割納付を認める際には、滞納者の資力および収入を確認し、分割納付額の多寡について入念な確認を行い、適切な債権管理に努めるべきである。

担当課は、履行延期の特約を使用することなく、分割納付誓約書に基づく分納約束にて対応している状況である。分割納付誓約書に基づく対応は、法律上の対応ではなく、滞納者が一方的に分割納付を誓約するものにすぎない。担当課は、滞納者の資力を確認の上で、履行延期の特約を用い、無資力者の遅延損害金を軽くする対応をすべきである。

3 遅延損害金の回収

担当課は、住宅使用料を非強制徴収公債権と整理しており、遅延損害金が発生しないものとして処理している。しかし、前記のとおり、住宅使用料は私債権と評価すべきであり、履行延期の特約にて新たな納期限を定めない限り、遅延損害金が発生するものである。

担当課は、この点を十分に入居者にも説明した上で、適切な住宅使用料の納付を求め、生活状況から納付困難な者に対しては履行延期の特約を行うなどの対応をすべきである。

4 連帯保証人への対応

前記マニュアルには滞納が3か月となった場合、保証人に対し「本人に支払うよう勧奨依頼」、「将来的には保証人に請求する旨の予告」を行う旨が記載されている。

しかし、現在、担当課は、原則として滞納5か月となったときに連帯保証人への請求を行っている。連帯保証人の保証債務に対する予測可能性を考慮すれば、マニュアルどおり滞納3か月となった場合には速やかに連帯保証人に滞納状況を通知すべきである。

また、担当課は、滞納賃借人の生活状況を勘案し、賃貸借契約の解除および退去を求めない場合において、連帯保証人への特段の説明等を行っていない。しかし、住宅使用料の滞納によっても入居者の生活状況を勘案し、明渡等の請求を行わないことは

適切な処理としても、滞納賃料等の額が拡大した場合にその損害の負担を安易に連帯保証人に転嫁することは許されない。このため、滞納額の増加の状況を連帯保証人に適宜通知して連帯保証人の負担が増えることを了解させておくなど、連帯保証人に対しても相応の措置を講ずべきである（広島高等裁判所平成 20 年 8 月 19 日判決）。

5 原状回復費用への対応

市営住宅の賃借人が原状回復をしないまま退去した場合、契約上、賃借人は原状回復費用を負担する必要がある。しかし、担当課は、賃借人が原状回復に至らず退去した場合においても原状回復費用を請求していない（敷金から控除するものは住宅使用料の滞納部分のみであり、原状回復費用は控除されていない。）。かかる対応は、市が有している原状回復請求権を行使しない対応を原則とするものであり、改める必要がある。

【意見 41】

住宅使用料が公債権か私債権について争いあるものの、上記のとおり私債権と評価し、時効消滅および遅延損害金についても適切に管理すべきである。

【意見 42】

滞納者に対しては、財産調査を実施の上、滞納者の収入・資産等の資料を取得するよう努力すべきである。資力がない場合には履行延期の特約（自治令 171 条の 6）等の措置をとり、資力がある場合または財産調査に非協力的な場合には、法的手続・民事執行の手続をとることを検討すべきである。

【意見 43】

連帯保証人に対しては将来の訴訟における請求をも見据え、遅くとも賃借人が滞納を開始してから 3 か月後には請求するよう徹底すべきである。

【意見 44】

住宅使用料の滞納によっても明渡等の請求を行わない場合、滞納額の増加の状況および明渡請求を行っていない旨を連帯保証人に適宜通知して了知させておくなどの措置を講じるべきである。

【指摘 35】

原状回復費用を請求しない現在の対応を改め、原状回復費用を退去者に請求すべきである。また敷金からの原状回復費用の控除も徹底すべきである。

通し 番号	課別 番号	枝 番	所管課	市における債権の名称	市における 債権の分類
			所属職員数		
131	26	2	住宅政策課	駐車場使用料	非強制徴収公債権 (反対意見後述)
			10人		

駐車場使用料の滞納は、住宅使用料の滞納と同時であることが大半となっている。

このため、担当課は、駐車場使用料についても非強制徴収公債権と評価し、駐車場使用料滞納者に対しても住宅使用料の滞納と同様の対応をとっている。

まず、駐車場使用料も、住宅使用料と同様に私債権として評価できるものであり、担当課は、これを前提に時効の管理（時効援用を待って債権が消滅する。）、遅延損害金の管理を行うべきである。

また、滞納者の希望どおりに分割納付を認めるのではなく、収入および資産状況を調査の上で、履行延期の特約によって対応すべきである（履行延期の特約後は延期された納付期限までに納付すれば遅延損害金が発生しないため、債務者に有利である。）。

また、住宅においては、債務者の生活状況を勘案し、明渡請求ができない場合であっても、駐車場においては駐車場使用許可の取消しを行っても直ちに債務者の生活に支障をきたさない場合も多い。このような場合には、住宅の明渡請求に先立って駐車場の明渡請求を行い、滞納債権を増加させないようにすべきである。

この点、担当課は、近隣における違法駐車を懸念するが、この点については別の問題として警察署等とも連携の上で毅然とした対応を行うべきである。

【意見 45】

住宅使用料が公債権か私債権について争いあるものの、上記のとおり私債権と評価し、時効消滅および遅延損害金についても適切に管理すべきである。

【意見 46】

滞納者に対しては、財産調査を実施の上、滞納者の収入・資産等の資料を取得するよう努力すべきである。資力がない場合には履行延期の特約（自治令 171 条の 6）等の措置をとり、資力がある場合または財産調査に非協力的な場合には、法的手続・民事執行の手続をとることを検討すべきである。

【意見 47】

滞納者に対して駐車場使用許可を取り消し、滞納債権の増加防止する方法も考えられる。

通し 番号	課別 番号	枝 番	所管課	市における債権の名称	市における 債権の分類
			所属職員数		
132	26	3	住宅政策課	店舗使用料	私債権
			10人		

令和4年度においても、店舗使用料について2名の滞納者が存する状態である。担当課は、店舗使用料の滞納者が少ないことから債権回収の方針を徹底しておらず、滞納状態が継続した場合も連帯保証人への請求を行っていない。

滞納賃料等の額が拡大した場合にその損害の負担を安易に連帯保証人に転嫁することに問題が生じる可能性を考慮すれば、連帯保証人への請求は速やかに行うべきである。また担当課は賃料滞納者が退去する際に、滞納賃料の支払に向けた協議を十分に行っておらず、その後も速やかな債権回収行為を行っていない。

【指摘 36】

滞納者に対し、遅延損害金を請求すべきである。

【意見 48】

滞納者に対しては、財産調査を実施の上、滞納者の収入・資産等の資料を取得するよう努力すべきである。資力がない場合には履行延期の特約（自治令 171 条の 6）等の措置をとり、資力がある場合または財産調査に非協力的な場合には、法的手続・民事執行の手続をとることを検討すべきである。費用対効果を考慮して法的手続によらず、分割納付誓約書の提出によって対応する場合には、遅延損害金の徴収が必要となる。

【意見 49】

連帯保証人に対しては将来の訴訟における請求をも見据え、遅くとも借借人が滞納を開始してから3か月後には請求するよう徹底すべきである。

通し 番号	課別 番号	枝 番	所管課	市における債権の名称	市における 債権の分類
			所属職員数		
133	26	4	住宅政策課 10人	住宅新築資金等貸付金	私債権

本債権の収納率は現年度および過年度滞納分を含めて極めて低い。しかし、担当課は、滞納者に対し、訴訟等の法的手続を用いた債権回収を行わず、近年において督促状の発布を行っていない。

市の有する抵当権は、金融機関に劣後する第二順位の抵当権が多いことが理由となっており、バブル期に建築した住宅に関する貸付金が多く、回収可能性が乏しいことが熱心な債権回収につながらない理由の一つになっていると考えられる。

もっとも、担当課は、住宅新築資金等貸付金の滞納者への十分な資産調査を行っていない。

【意見 50】

時効期間を経過した債権があるところ、時効期間経過による債権消滅は、債権管理に

において本来あるべき姿ではない。生活困窮等を理由として徴収を控えるということであったのなら、本来は、履行延期の特約を行い、その後 10 年の経過後に状況に変化がないのであれば免除を行うという手続をとるべきであった。

【意見 51】

滞納債権に関し、回収の見込みがないまま長期間にわたって残存させておくのは無意味な管理負担となり、効率的な債権管理とはいえない。滞納者が時効の援用をしない特別の理由があるのでなければ呉市私債権管理条例による放棄を検討すべきである。

【指摘 37】

担当課は、遅延利息を滞納者に請求していない。呉市住宅資金貸付条例によれば、災害その他の事情にて償還期限までに貸付金を償還することが極めて困難となった場合には遅延利息を請求しないことができるものの、担当課においてかかる事情の有無を十分に調査しているとは認められない。

【意見 52】

担当課は、滞納者の資産・収入に関する調査をほぼ行っていない。設定している抵当権についても実行したことがない。さらに連帯保証人への請求もほぼ行っていない。これらの債権管理によって消滅時効期間が満了した債権が多い状態である。担当課は、滞納者への対応マニュアルを整備し、それに従った債権回収を徹底すべきである。

【意見 53】

担当課は、元金回収を優先することを理由に、滞納者に期限前償還を求めることが可能な状態にもかかわらずこれを行っていない。しかし、期限前償還を求めることが元金回収につながるか否かは、滞納者の資産・収入状況次第である。担当課は、滞納者の資産・収入を十分に調査した上で、期限前償還の要否および訴訟等の要否を決すべきである。

通し 番号	課別 番号	枝 番	所管課	市における債権の名称	市における 債権の分類
			所属職員数		
134	26	5	住宅政策課	手数料	私債権
			10 人		

1 債権管理台帳の管理について

呉市私債権の管理に関する条例では、私債権を適正に管理するため、債務の履行履歴等を記載した台帳の作成を義務付けている。かかる債権管理台帳作成義務は、債権管理台帳の適正な管理も含むものと考えられることから、担当者が債権管理台帳の所在を明確に把握していない事態は妥当ではない。債権管理台帳の管理方法について見直しが必要と思料する。

2 時効について

担当課は、本手数料が消滅時効期間を経過しているものと認識していない。

しかし、本手数料は、いわば市営住宅の賃借人に毎月発生していた共益費であり、月毎に発生する定期給付債権であるため、5年の消滅時効に服する（旧民法169条、なお令和2年4月1日施行の新民法により削除）。本手数料は、最も直近の債権発生時期が平成19年3月となっているところ、すでに消滅時効期間を経過している。また、担当課は、本手数料について数年間の間、特段の対応をしていない。このため、本債権については、債権額も大きくないことから、早期に債権放棄等の手続を行い、債権管理対象から外すべきであると思料する。

3 遅延損害金について

担当課は、本手数料の滞納に対し、遅延損害金を徴収していない。しかし、本来的には民法上遅延損害金が発生するものであり、滞納者には遅延損害金も徴収すべきであった。

【意見 54】

債権管理台帳の管理方法について、適切に管理されるよう是正されたい。

【意見 55】

呉市私債権管理条例による放棄を検討されたい。

通し 番号	課別 番号	枝 番	所管課	市における債権の名称	市における 債権の分類
			所属職員数		
135	27	1	土木総務課	道路占用料	強制徴収公債権
			22人		

債権管理については、独自の債権管理システムを構築した上で、前記のとおり、占用料、納付年月日、未納状況等の情報を集約し、納付書送付、今後の予定などを一括管理している。

本債権は呉市税条例を準用する公債権であり、本来であれば滞納処分等を活用した債権回収も考えられるところであるが、滞納債権1件当たりの金額が少額であるため、費用対効果が低く、実施が困難という状況もやむを得ない部分がある。

もっとも、占用料の滞納が生じたまま占用が継続し、債権の時効消滅も継続している状態が適切と評価することもできないため、事実関係に応じて、占用許可の取消し、ないし、占用料の減免処分など、債権の状態自体の適切化を図ることが必要と解される。

【意見 56】

事実関係に応じて、占用許可の取消し、ないし、占用料の減免処分等を検討されたい。

通し 番号	課別 番号	枝 番	所管課	市における債権の名称	市における 債権の分類
			所属職員数		
136	27	2	土木総務課	河川占用料	強制徴収公債権
			22人		

債権管理については、独自の債権管理システムを構築した上で、前記のとおり、占用料、納付年月日、未納状況等の情報を集約し、納付書送付、今後の予定などを一括管理している。

本債権は呉市税条例を準用する公債権であり、本来であれば滞納処分等を活用した債権回収も考えられるところであるが、滞納債権1件当たりの金額が少額であるため、費用対効果が低く、実施が困難という状況もやむを得ない部分がある。

もっとも、占用料の滞納が生じたまま占用が継続し、債権の時効消滅も継続的に生じる状態が適切と評価することもできないため、事実関係に応じて、占用許可の取消し、ないし、占用料の減免処分など、債権の状態自体の適切化を図ることが必要と解される。

【意見 57】

事実関係に応じて、占用許可の取消し、ないし、占用料の減免処分等を検討されたい。

通し 番号	課別 番号	枝 番	所管課	市における債権の名称	市における 債権の分類
			所属職員数		
137	27	3	土木総務課	公園使用料	非強制徴収公債権
			22人		

債権の発生を認識して以後、迅速に督促を発送し、回収に向けた試みを実施しており、管理体制自体には大きな問題は認められない。

ただ、回収（支払）に非協力的な債務者に対し、生活環境や収支状況を確認した上で回収可能性等を検討し、これに応じて履行延期の特約等（自治令 171 条の 6）などの措置をとることや、または訴訟手続、差押手続などをとることが、今後の適切な債権管理に必要と考えられる。

【意見 58】

滞納者に対しては、財産調査を実施の上、滞納者の収入・資産等の資料を取得するよう努力すべきである。資力がない場合には履行延期の特約（自治令 171 条の 6）等の措置をとり、資力がある場合または財産調査に非協力的な場合には、法的手続・民事執行の手続をとることを検討すべきである。

通し 番号	課別 番号	枝 番	所管課	市における債権の名称	市における 債権の分類
			所属職員数		
138	28	1	上下水道局営業課	水道料金	私債権
			19人		

債権回収業務にとどまらず、債権管理自体を外部業者に委託した上で、適宜および毎月の受託業務報告を踏まえて継続的に管理している上、独自の管理マニュアルを作成し、法改正も踏まえた改訂も行おうとしている。

また、給水停止の存在を背景に、滞納が生じた債権についても回収に向けた動きや債務承認自体は円滑に進むケースが多く、回収困難な債権については適宜不納欠損処理がなされるなど、問題が生じるケースは少ないものと認められる。

もっとも、長期未納案件などに対し、生活環境や収支状況を確認した上で改めて回収可能性等を検討し、これに応じて履行延期の特約等（自治令 171 条の 6）などの措置をとることや、または訴訟手続、差押手続などをとることが、今後の適切な債権管理には必要と考えられる。

【指摘 38】

滞納者に対しては、遅延損害金について請求すべきである。

【指摘 39】

滞納者に対しては、財産調査を実施の上、滞納者の収入・資産等の資料を取得するよう努力すべきである。資力がない場合には履行延期の特約（自治令 171 条の 6）等の措置を取り、資力がある場合または財産調査に非協力的な場合には、法的手続・民事執行の手続をとることを検討すべきである。費用対効果を考慮して法的手続によらず、分割納付誓約書の提出によって対応する場合には、遅延損害金の徴収が必要となる。

通し 番号	課別 番号	枝 番	所管課	市における債権の名称	市における 債権の分類
			所属職員数		
139	28	2	上下水道局営業課	下水道使用料	強制徴収公債権
			19人		

債権回収業務にとどまらず、債権管理自体を外部業者に委託した上で、適宜および毎月の受託業務報告を踏まえて継続的に管理している上、独自の管理マニュアルを作成し、法改正も踏まえた改訂も行おうとしている。

また、給水停止の存在を背景に、滞納が生じた債権についても回収に向けた動きや債務承認自体は円滑に進むケースが多く、回収困難な債権については適宜不納欠損処理がなされるなど、問題が生じるケースは少ないものと認められる。

もっとも、長期未納案件などに対し、生活環境や収支状況を確認した上で改めて回収可能性等を検討し、これに応じて滞納処分等を検討、実施していくことが、今後のより

適切な債権管理には必要と考えられる。

【指摘 40】

滞納者に対しては、財産調査を実施の上、滞納者の収入・資産等の資料を取得すべきである。資力がなければ徴収猶予や滞納処分の執行停止などをすべきであり、資力がある場合には滞納処分を検討すべきである。

通し 番号	課別 番号	枝 番	所管課	市における債権の名称	市における 債権の分類
			所属職員数		
140	28	3	上下水道局営業課	水洗便所改造資金貸付償還金	私債権
			19人		

すでに制度自体は廃止され、今後継続的に発生することはない債権であるが、いずれの債権に関しても適宜の訪問等によって回収に向けた管理は実施されており、債権回収業務は外部業者に委託するなどしている。

ただ、回収（支払）に非協力的な債務者に対し、生活環境や収支状況を確認した上で回収可能性等を検討し、これに応じて履行延期の特約等（自治令 171 条の 6）などの措置をとることや、または訴訟手続、差押手続などをとることが、今後の適切な債権管理には必要と考えられる。

もっとも、これらの法的措置をとるにあたって必要な手続の知識等が担当課において蓄積できておらず、人的資源にも限りがあるなど、強制徴収公債権を管轄する債権回収対策室との協議のみでは、これを填補するに不十分となることもやむを得ないと考えられる。

【意見 59】

滞納者に対しては、財産調査を実施の上、滞納者の収入・資産等の資料を取得すべきである。資力がなければ履行延期の特約（自治令 171 条の 6）をし、資力がある場合または財産調査に非協力的な場合には、法的手続・民事執行の手続をとることを検討すべきである。

【指摘 41】

本来、滞納債権については遅延損害金を徴収すべきである。

なお、既に長期間にわたり請求されていない過去の遅延損害金について今更請求することは信義則等に違反する可能性があることも検討する必要がある。

通し 番号	課別 番号	枝 番	所管課	市における債権の名称	市における 債権の分類
			所属職員数		
142	30	1	学校教育課	中学校就学援助費	私債権
			23人		

担当課は、債務者が一括弁済できない場合であっても、過去の債務者の状況のみを判断基準とすることなく、収入および資産状況を考慮した上で方針を検討することが望まれる。

【指摘 42】

請求による履行遅滞を生じた後の期間に係る遅延損害金について請求すべきである。

【意見 60】

滞納者に対しては、財産調査を実施の上、滞納者の収入・資産等の資料を取得するよう努力すべきである。資力がない場合には履行延期の特約（自治令 171 条の 6）等の措置をとり、資力がある場合または財産調査に非協力的な場合には、法的手続・民事執行の手続をとることを検討すべきである。費用対効果を考慮して法的手続によらず、分割納付誓約書の提出によって対応する場合には、遅延損害金の徴収が必要となる。

第4章 まとめ

本件包括外部監査の結果を一つだけ、端的に言えば、「非強制徴収公債権および私債権の滞納債権の回収が弱い。」、ということが挙げられる。

非強制徴収公債権および私債権の滞納者に関する財産調査は、履行延期の特約等をすべきであるのか、法的手続へ移行すべきであるのか等を判断するために必須となる。そして、判断自体を客観的資料に基づいて行うために、また、その判断の妥当性を事後的に検証可能なものとしておくために、滞納者の収入状況・資産状況等の資料の提出を受けて確保しておくべきところである。

しかしながら、現状、債権回収のための収入・資産等の客観的資料収集は担当課においてほとんどなされていない。そのため、正規の履行延期の特約等の手続も法的手続への移行も、ほとんどなされていない。

結果、法律上の要件充足を必要としない分割納付を認める形で回収が図られている。その際に本来徴収されるべき私債権の遅延損害金については、ほとんど無視されている。

上記状況の原因は、個別の担当課や個別の担当者の怠慢といった属人的な問題にあるわけではない。

そもそも非強制徴収公債権および私債権には、強制徴収公債権のような強力な権限が与えられておらず、財産調査の手間や回収のための法的手続等の負担が大きい。

また、財産調査や法的手続は、担当課にとって主たる業務というわけではなく、その知識経験といったノウハウの蓄積は困難である。担当課にとって中心となる行政サービスではない債権回収に注力するのは容易ではない。

担当課にとっては、督促・催告程度で徴収可能な滞納者からの回収で手一杯となり、督促・催告程度では徴収できない滞納者にまで手が回らないのではないかと推察される。

このような状況を制度的に解決する方法が望まれるところである。

本報告書においては、解決方法の例として、非強制徴収公債権および私債権に関する一元的管理体制の整備（45 ページ）等を挙げているところである。

本包括外部監査が、今後の呉市の債権管理に役立つことになれば幸いである。

最後に、本包括外部監査に御協力いただいた全ての方々に感謝申し上げます。

以上